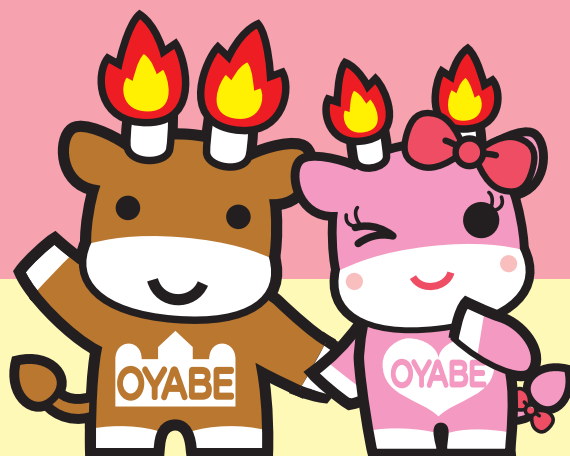


小矢部市男女共同参画プラン(第2次)

改定版



小矢部市シンボルキャラクター

メルギューくん メルももちゃん

2018年(平成30年)3月

富山県 お や べ し 小矢部市

小矢部市男女共同参画プラン（第2次）

改定版



2018年（平成30年）3月
富山県小矢部市

目次

ページ

第1章 計画策定にあたって

1. 計画見直しの趣旨	2
2. 計画の構成・期間と位置付け	3
(1) 計画の構成・期間	3
(2) 計画の位置付け	3
3. 計画策定の背景	4
(1) 男女をとりまく環境の変化	4
(2) 小矢部市の現況	8
(3) 世界・国・富山県・小矢部市の動き	13

第2章 計画の基本的考え方

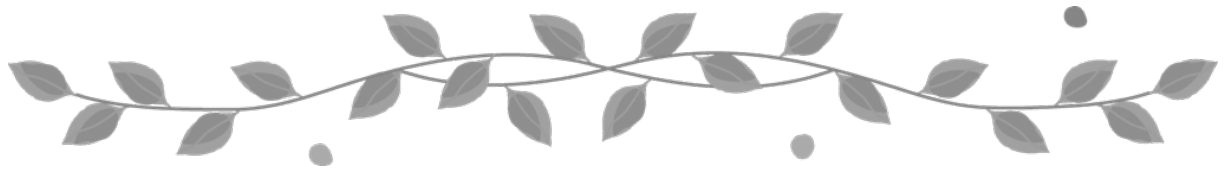
1. 基本理念	16
2. 基本目標	17
3. 特に重要な視点	18
4. この計画の目指す男女共同参画社会の姿	20

第3章 計画の内容

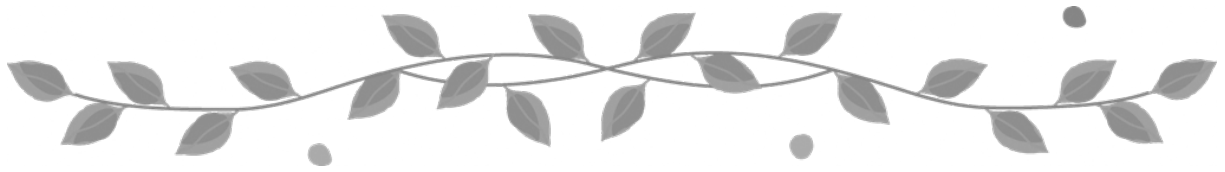
1. 体系図	22
2. 目標別計画	24
基本目標Ⅰ 自分らしさを尊重する意識・風土づくり	24
基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進	33
基本目標Ⅲ 男女の自立を促す環境づくり	39
基本目標Ⅳ 人権を擁護するしくみづくり	51
基本目標Ⅴ プランの推進	60
計画関連成果指標一覧	66

資料編

・「小矢部市男女共同参画プラン（第2次）後期計画」策定に関する組織	68
・小矢部市男女共同参画推進会議規則	69
・計画策定の経緯等	70
・小矢部市附属機関条例	71



第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

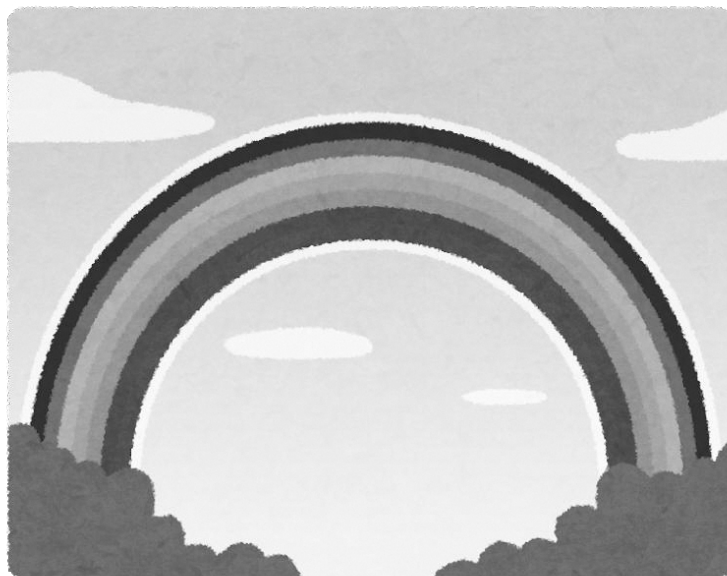
1. 計画見直しの趣旨

小矢部市では、2003年（平成15年）に市の第1次計画となる「小矢部市男女共同参画プラン」を策定し、2013年（平成25年）3月には、2013年度（平成25年度）から2022年度（平成34年度）を計画期間とした「小矢部市男女共同参画推進プラン（第2次）（以下「2次プラン」という。）」を策定し、男女共同参画社会実現に向けて取り組んできました。

この結果、市民の男女共同参画社会への理解は深まり、女性の就業者の割合が高く推移している一方で、男女の固定的な役割分担意識は根強く残り、配偶者やパートナーからの暴力に関する相談件数も増加傾向にあるなど、未だ多くの課題が残っています。

こうした課題や急速に進行している少子高齢化等の社会情勢の変化に対応していくため、男女を問わず、すべての人が、その個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任もともに分かち合う男女共同参画社会を実現することは、私たち一人ひとりが、いきいきと暮らしていくためにも、活力ある小矢部市を築いていくためにも必要不可欠です。

2017年度（平成29年度）に前期実施計画が終了するにあたり、2次プランの進捗状況の評価を踏まえ、現在の社会情勢等を反映して本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、基本計画に定めた基本理念や基本目標を維持しつつ、女性の活躍推進や配偶者等からの暴力の根絶に向けて一部改定を行うとともに、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）までの5ヶ年の後期実施計画を策定します。



2. 計画の構成・期間と位置付け

(1) 計画の構成・期間

この計画は、「基本理念」に基づき、「基本目標」を定めます。基本目標の推進を図る「目標別計画」においては、それぞれに「重点課題」を示し、その対応策としての「施策の方向」と「具体的施策」を掲げます。

2次プランは、2013年度（平成25年度）から2022年度（平成34年度）までの10ヶ年を計画期間としています。今回は2次プランに後期実施計画（平成30年度～平成34年度）の「成果指標等」を追加するとともに基本計画の一部を見直し、「小矢部市男女共同参画推進プラン（第2次）改定版（以下「2次プラン・改定版」という。）」として策定します。

	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	(年度)
基本計画	2次プラン					一部改定					
実施計画	前期実施計画										

(2) 計画の位置付け

2次プラン・改定版は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、国の「男女共同参画基本計画」、県の「富山県民男女共同参画計画」の趣旨を十分に踏まえます。

また、男女共同参画社会の実現を推進するため、「小矢部市総合計画」との整合及び関連する本市の部門別計画との連携を図り策定するものです。

なお、この2次プラン・改定版の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項による基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項による推進計画として位置付けることとします。

3. 計画策定の背景

(1) 男女をとりまく環境の変化

1) 少子高齢化の進展

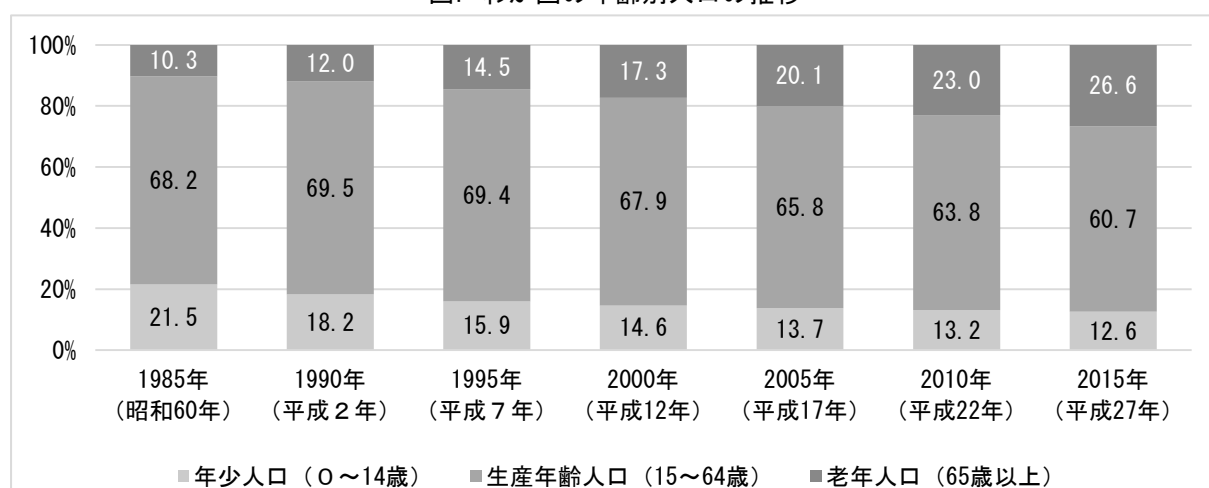
日本の人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、老年人口率（65歳以上の人口割合）は1985年（昭和60年）に10.3%であったものが、2015年（平成27年）は26.6%と、2倍以上になっています。一方、年少人口率（14歳以下の人口割合）は1985年（昭和60年）に21.5%であったものが、2015年（平成27年）は12.6%と、約半分になっています。

また、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む平均の子ども数）については、若干増加しているものの人口維持の目安とされる2.08にはほど遠い状況です。

このように老年人口率が年少人口率を上回る傾向が続くと予測されることから、少子高齢化はますます進行すると考えられます。

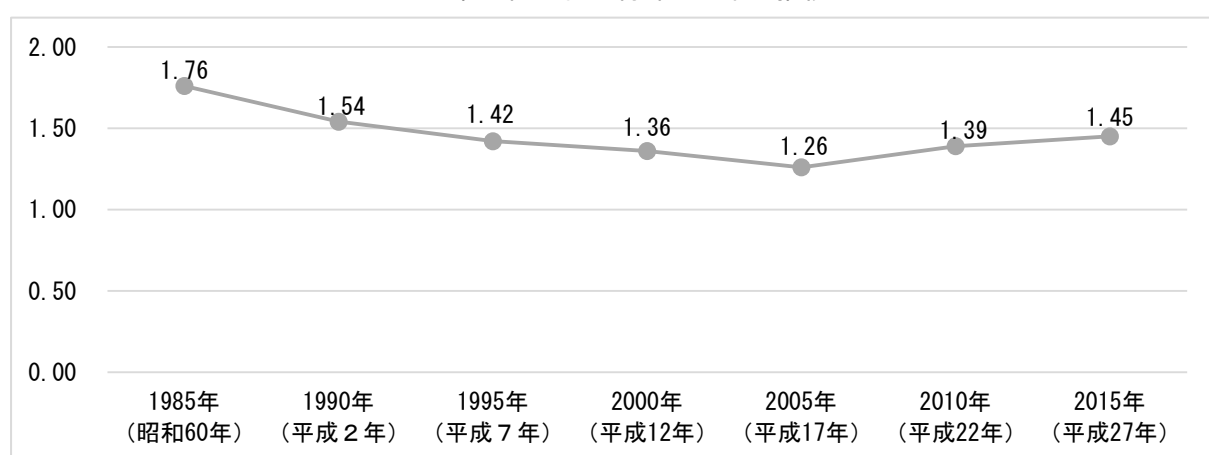
こうした少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口率（15歳以上64歳以下の人口割合）は今後とも減少し続けると予測され、労働力の減少や消費需要の減少、地域コミュニティの衰退等に繋がり、地域経済への影響や公的負担の増大等、様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

図. わが国の年齢別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

図. わが国の合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

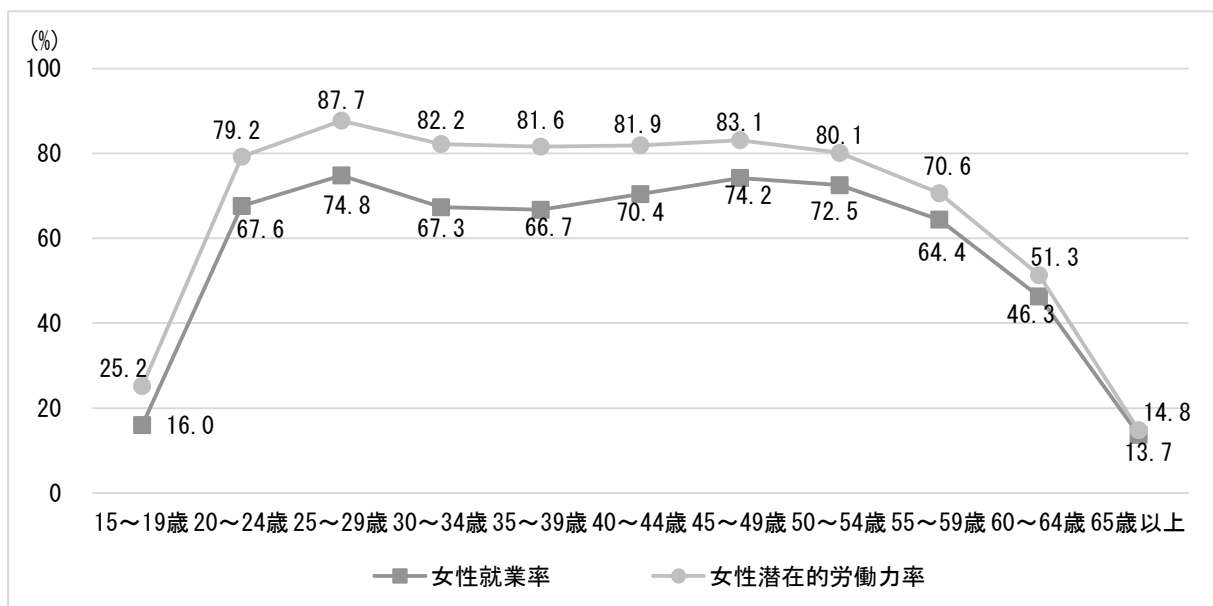
2) 女性の就業意識の高まり

日本の年齢階層別女性就業率は、25～29歳でいったんピークを迎え35～39歳までは減少し、45～49歳に再び増加した後、減少に転じるM字型を示しています。

一方、女性潜在的労働力率は全ての年代で女性就業率より高く、特に30歳代においては約15ポイント開いており、結婚・出産育児等により仕事を継続していくことの困難さがうかがえます。

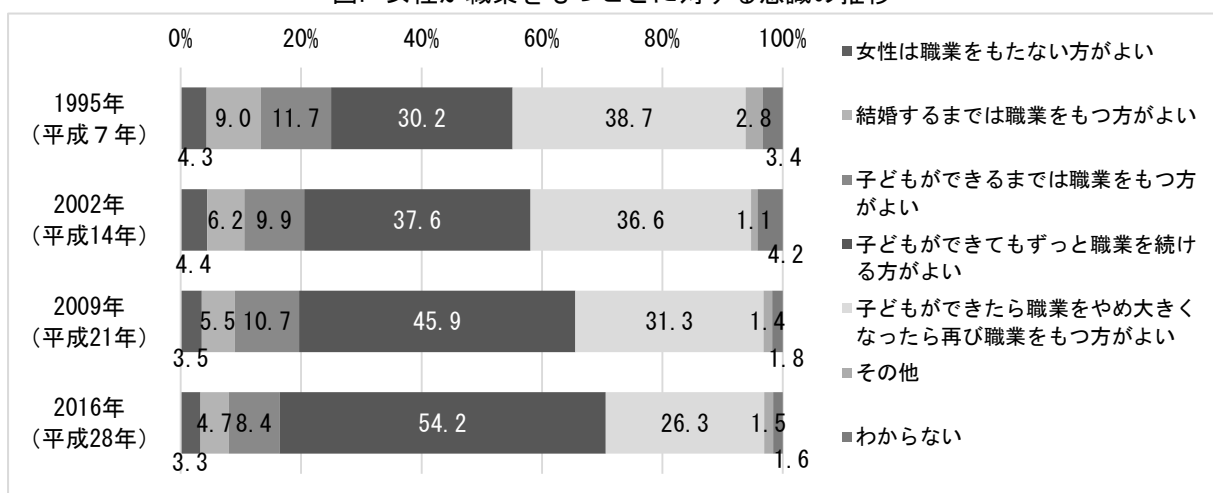
女性が職業をもつことに対する意識において、継続就業を求める割合が高くなってきていることから、女性が仕事を続けていく上で、結婚や出産、育児が障害とならないよう、女性の能力が発揮され、社会に参画できるシステムづくりが必要です。

図. わが国の年齢別女性就業率・潜在的労働力率の推移



資料：総務省「平成26年版情報通信白書」

図. 女性が職業をもつことに対する意識の推移



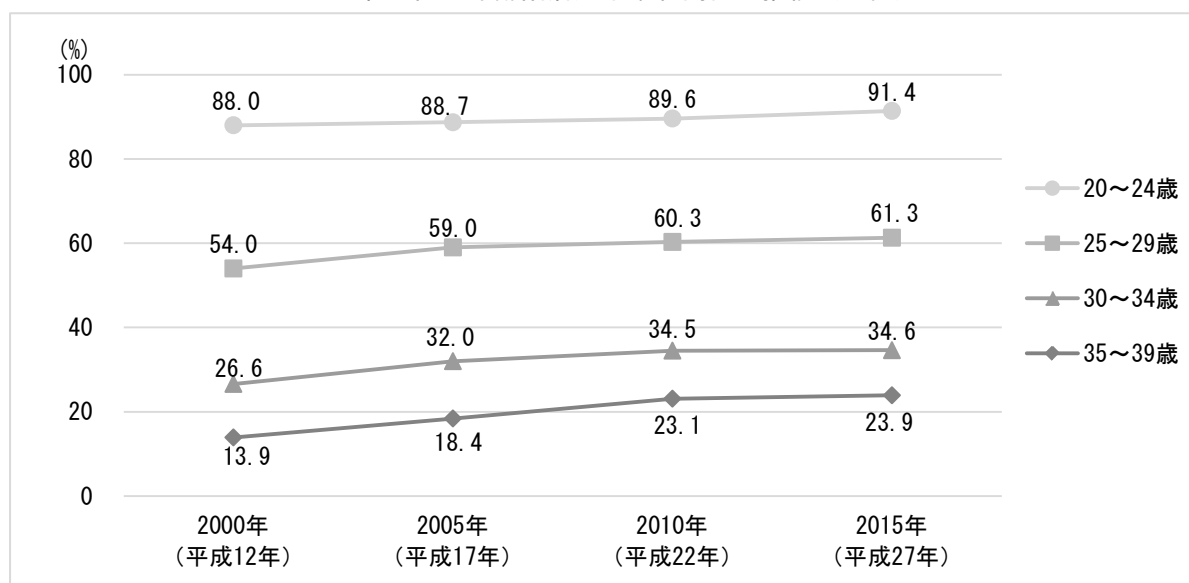
資料：内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」

3) ライフスタイルの変化

時代の変化とともに、人々の価値観は多様化し、そのライフスタイルも多様化してきています。女性の未婚者の割合は、いずれの年代でも増加しており、晩婚化や結婚しない道を選択する女性が増えつつあります。

男性においても、経済の停滞から生じる雇用システムの変化や男性自らの意識の変化等により、従来の仕事中心の生き方から、家庭生活や個人としての生きがいを重視する人が増えてきています。今後も、このような傾向がますます強まることが予想されることから、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思により様々なライフスタイルを選択できる社会の形成が必要です。

図. わが国の年齢階層別未婚者割合の推移（女性）



資料：総務省「国勢調査」

4) 経済活動と雇用の低迷

2008年（平成20年）9月のリーマンショックは、その後全世界規模の金融危機に発展しました。日本経済も世界的な景気後退の影響を受け、急速に景気が悪化することとなりました。その後徐々に景気の持ち直しの動きが見られるようになっていましたが、2011年（平成23年）3月の東日本大震災で国内経済は再び大きな打撃を受けて、国内経済の回復は先行き不透明となっています。

経済環境の沈滞は、雇用削減による失業率の上昇や有効求人倍率の低迷、派遣社員の雇用調達等に直結し、今後も雇用情勢は厳しい状況が続くと予想されています。

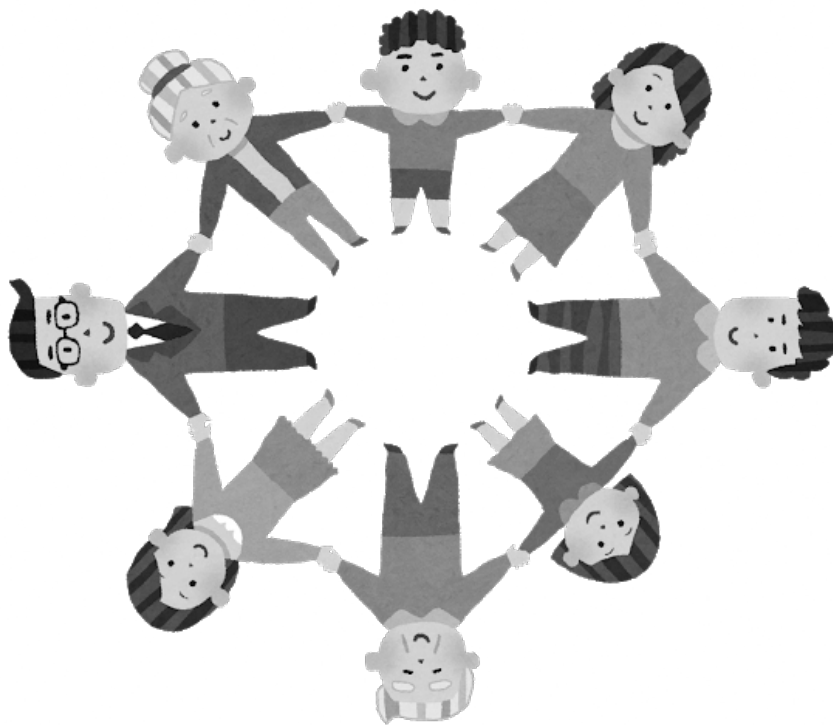
こうした経済・雇用状況を踏まえ、将来にわたり持続可能で弾力性と活力に富んだ社会の構築が、わが国の重要な課題となっています。

5) ボランティア意識とまちづくりに対する市民意識の高まり

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災は、被災地も極めて広い地域に及び未曾有の大災害となりました。その歴史的苦難からの復旧・復興に大きな役割を果たしたのが、全国から駆けつけたボランティアの人々でした。これまでは、一般に世代があがるほどボランティア活動を行う割合は高くなる傾向があるとされてきましたが、近年ボランティア活動が学校教育課程でも取り上げられ、ボランティア経験のある人の割合は、29歳以下が最も高いという結果が出ています。

一方、市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化等から、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなってきていることから、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていくことが必要とされています。

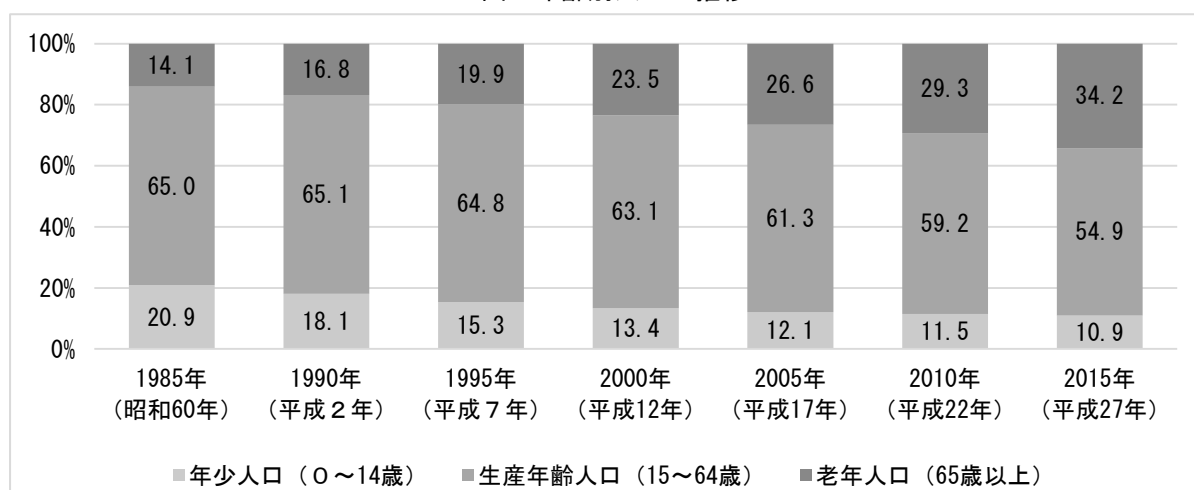


(2) 小矢部市の現況

1) 年齢別人口・世帯人員別世帯数の推移

小矢部市の人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、老年人口率（65歳以上の人口割合）は1985年（昭和60年）に14.1%であったものが、2015年（平成27年）は34.2%（国26.6%、県30.5%）と、2倍以上になっています。一方、年少人口率（14歳以下の人口割合）は1985年（昭和60年）に20.9%であったものが、2015年（平成27年）は10.9%（国12.6%、県12.2%）と、約半分になっています。

図. 年齢別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

図. 世帯人員別世帯数

年	人口	世帯数	一般世帯						施設等の世帯	
			世帯数	世帯人員	1~2人	3~4人	5~6人	7人以上	世帯数	世帯人員
1985年 (昭和60年)	36,711	8,417	8,404	36,134	1,526	3,022	2,950	906	13	577
1990年 (平成2年)	36,374	8,604	8,564	35,763	1,887	2,955	2,789	933	40	601
1995年 (平成7年)	35,785	9,111	9,081	35,174	2,638	3,037	2,510	896	30	611
2000年 (平成12年)	34,625	9,328	9,306	33,930	3,031	3,300	2,278	697	22	694
2005年 (平成17年)	33,533	9,502	9,502	32,572	3,513	3,429	1,980	580	30	957
2010年 (平成22年)	32,067	9,581	9,547	31,042	3,843	3,517	1,686	501	34	1,025
2015年 (平成27年)	30,399	9,517	9,478	28,295	4,208	3,396	1,473	401	39	1,104

資料：総務省「国勢調査」

2) 男女共同参画に関するアンケート（平成 29 年度実施）から

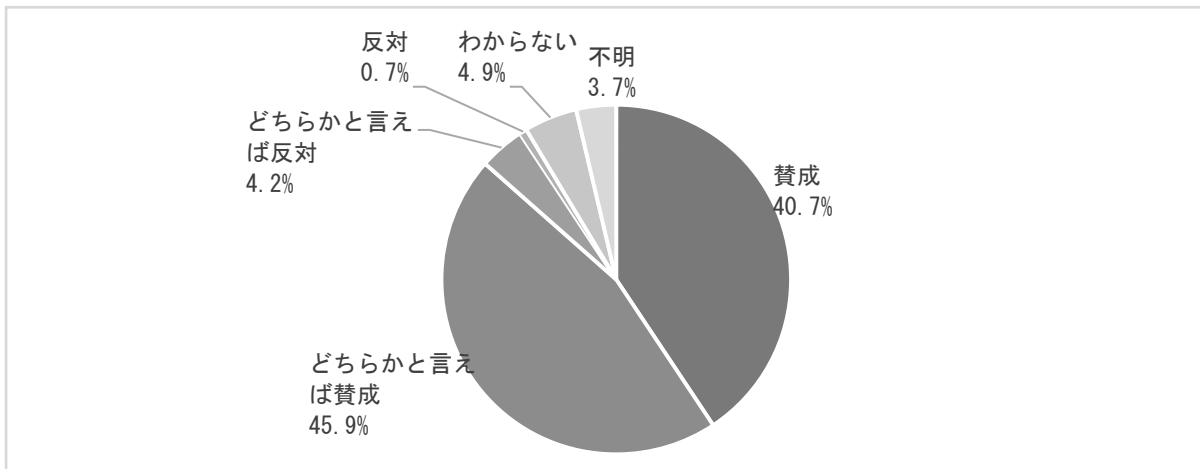
①家庭での家事・育児・介護の役割分担

家庭での夫と妻の役割に対する考え方について、「夫も妻も共同して家事・育児・介護をするべきである」との問いに、「賛成」「どちらかといえば賛成」が86.6%を占めています。

一方、実際の役割分担をみると、「掃除」や「食事のしたく」、「食事の後片付け、食器洗い」、「洗濯」、「育児」については、妻の分担が6割以上となっています。

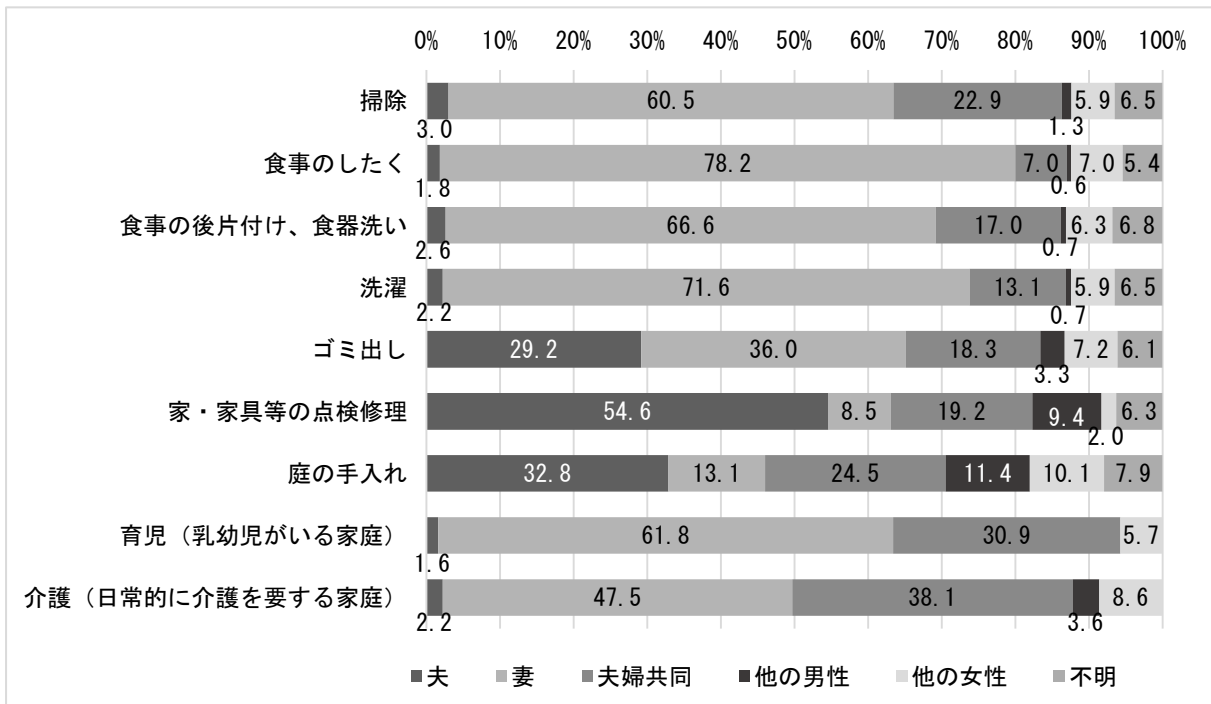
家庭の役割分担についての意識は変わってきていますが、実際の役割分担では、相変わらず妻の役割が大きく、今後、男女共同参画を進めるにあたって解消していく必要があります。

図. 「夫も妻も共同して家事・育児・介護をするべきである」考え方についての意見



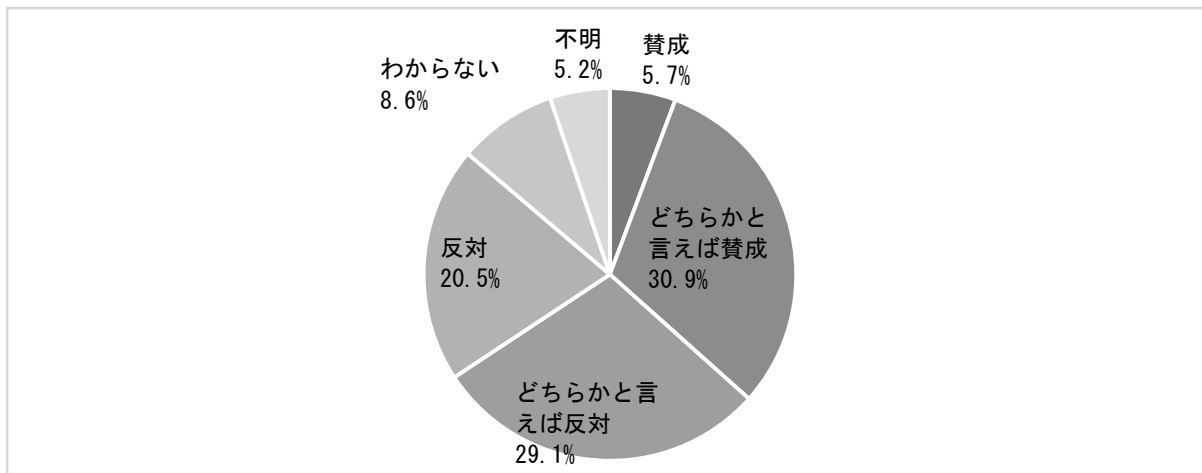
資料：平成 29 年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

図. 実際の家庭での役割分担

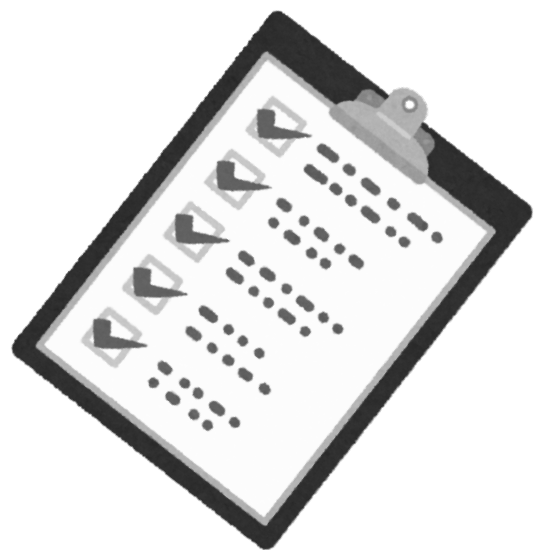


資料：平成 29 年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

図. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」考え方についての意見



資料：平成 29 年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

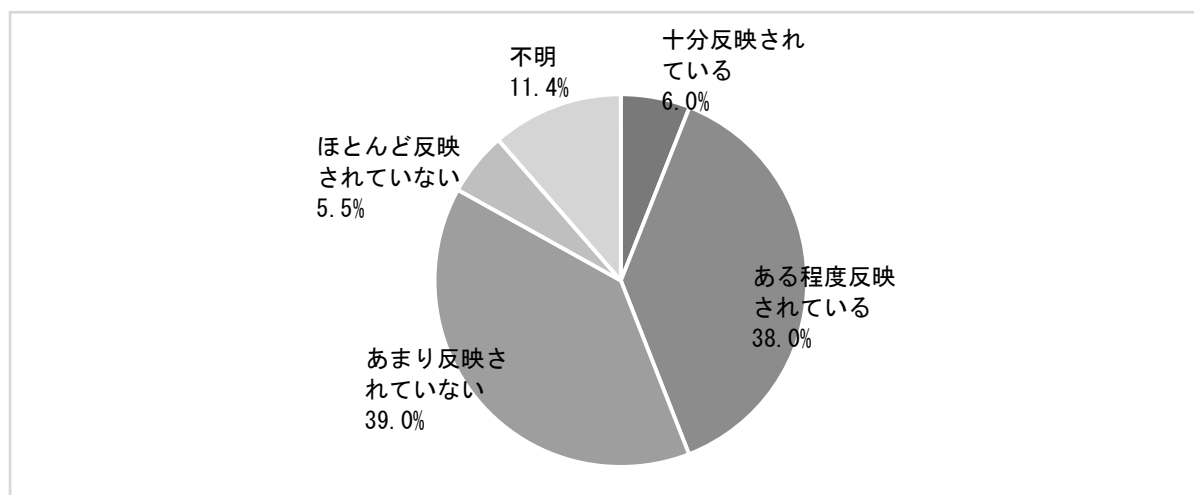


②政策・方針決定過程等への女性の参画

政策・方針決定過程等への女性の参画について、「女性の意見が政治や行政にどの程度反映されているか」との問いに、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」が44.5%を占めています。

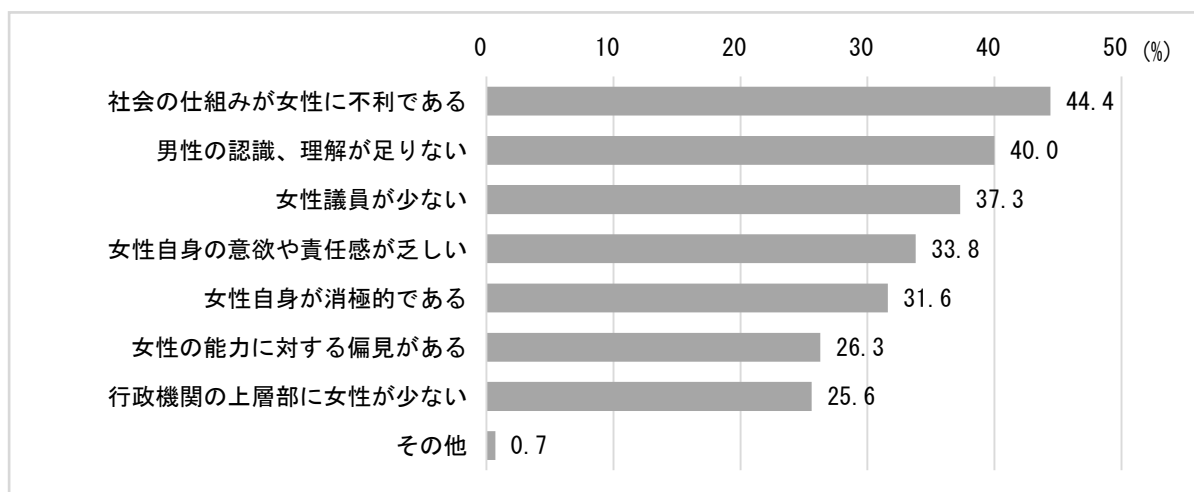
反映されない理由は、「社会の仕組みが女性に不利である」「男性の認識、理解が足りない」という回答がともに4割以上となっており、女性の意見を政治や行政に反映させるためには、いかにして政策・方針決定過程等への女性の参画を進めていくかが課題となっています。

図. 女性意見の政治・行政への反映



資料：平成29年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

図. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」考え方についての意見（複数回答）



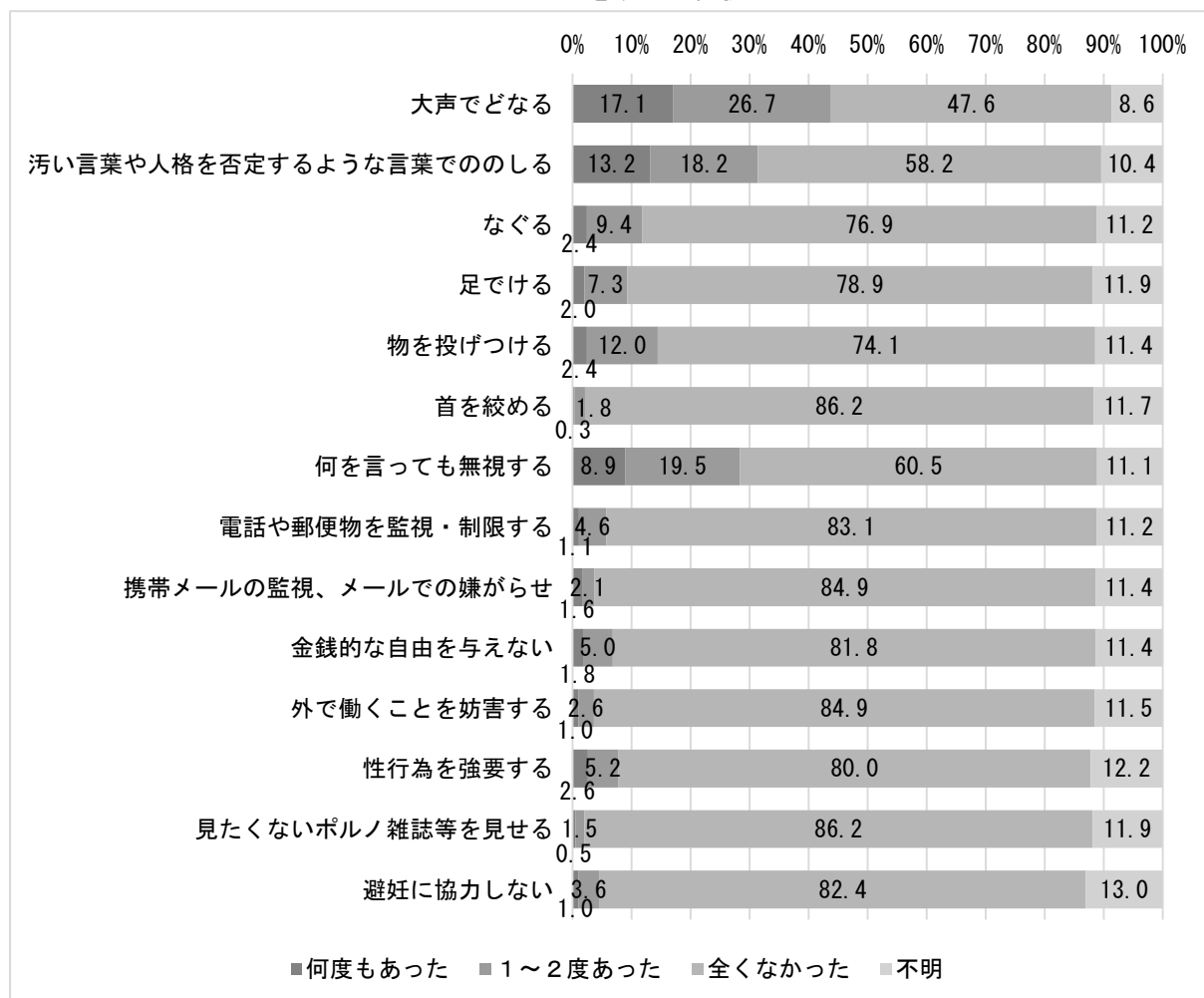
資料：平成29年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

③DV（配偶者やパートナーからの暴力）

近年、配偶者やパートナーからの暴力が新たな問題として顕在化しています。

DVをうけた経験について、「大声でどなる」「汚い言葉や人格を否定するような言葉でのしる」の回答が、「何度もあった」「1～2度あった」を合わせると3割以上となっていることから、本市においても、早急に解決していく必要があります。

図. DVをうけた経験



資料：平成29年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

※男女共同参画に関するアンケート

- 1 実施目的 小矢部市男女共同参画プラン(第2次)後期実施計画策定の基礎資料とする。
- 2 調査地域 小矢部市全域
- 3 対象者 小矢部市在住の満20歳以上の男女1,400人を無作為抽出
- 4 調査期間 平成29年6月9日～6月26日
- 5 調査方法 郵送調査
- 6 有効回答 615件(43.9%)

(3) 世界・国・県・小矢部市の動き

1) 世界の動き

国連は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、それに続く1985年（昭和60年）までを「国連婦人の10年」と定めて、以降女性の地位向上のための取組を本格的に開始しました。

1979年（昭和54年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択、1985年（昭和60年）の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」等を経て、1995年（平成7年）に「第4回世界女性会議」（北京会議）が開催され、2000年（平成12年）までの行動指針である「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメントを図るための課題が提示されました。

2000年（平成12年）の「女性2000年会議」（ニューヨーク）では、「北京宣言及び行動綱領」の目的と目標の達成に向け「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2005年（平成17年）の「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」（ニューヨーク）では、「北京宣言と行動綱領」の完全実施に向けて、取組の必要性を再確認する宣言を採択しました。

2010年（平成22年）「第54回国連婦人の地位委員会（北京+10）」、2015年（平成27年）に「第59回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の実施の確認等が協議されました。

2) 国の動き

国においては、1977年（昭和52年）、「国内行動計画」が策定され、以後、計画的な取組が推進されています。

1994年（平成6年）には、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置され、1996年（平成8年）には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）には男女の人権の尊重等を基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置付けられました。また、男女共同参画社会基本法に基づいて、2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、2001年（平成13年）に内閣府に「男女共同参画会議」が設置され、また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に取り組むことになりました。さらに、2003年（平成15年）には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）が制定されました。（平成27年3月末までの時限立法でしたが、平成26年4月に次世代法が改正され、法律の有効期限が平成37年3月末まで10年間延長されました。）

2015年（平成27年）には、「女性活躍推進法（平成38年3月末までの時限立法）」が成立するとともに、同年12月には、男性中心型労働慣行等の変革等の視点を踏まえた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、2017年（平成29年）には、「長時間労働の是正」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」、「女性・若者が活躍しやすい環境整備」等の9の柱立てからなる「働き方改革実行計画」が働き方改革実現会議において決定されました。

3) 富山県の動き

富山県においては、1981年（昭和56年）の「婦人の明日をひらく富山県行動計画」、1987年（昭和62年）に「21世紀をめざすとやま女性プラン」、1992年（平成4年）に「新とやま女性プラン」、1997年（平成9年）に「とやま男女共同参画プラン」を策定し、女性の地位向上の取組を進めてきました。

2001年（平成13年）に、「富山県男女共同参画推進条例」を制定し、同年、この条例に基づく「富山県民男女共同参画計画」が策定されました。

2007年（平成19年）には、「富山県民男女共同参画計画（第2次）～ともに築き輝く男女共同参画社会の実現～」、2012年（平成24年）には、「富山県民男女共同参画計画（第3次）～男女がともにつくる未来とやま～」が策定されました。

併せて、2006年（平成18年）に策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」については、DV防止法の改正に伴い、更なる被害者支援対策を図るため、2009年（平成21年）、2016年（平成28年）に計画が改定され、現在、社会全体で配偶者やパートナーからの暴力（DV）の根絶を目指しています。

4) 小矢部市の動き

小矢部市においては、婦人会を中心として、女性の地域活動が推進されてきた中で、1992年（平成4年）に、連合婦人会をはじめとする福祉・産業・ボランティア等各分野の23団体が結束し、「小矢部市女性団体連絡協議会」が結成され、「小矢部市女性議会」や「女性フォーラム」を開催するなど、女性の地位向上や男女共同参画の実現に向けた様々な活動が展開されています。

また、小矢部市男女共同参画推進員が中心となり、男女共同参画市民フォーラムや各地区等での出前講座、各種意識調査、市広報によるPR、男女共同参画PR誌「ぼだい樹」の発行等の啓発事業に取り組んできました。

2003年（平成15年）には、第1次計画として「小矢部市男女共同参画プラン～女と男が輝く豊かなまち おやべ～」を策定、2013年（平成25年）3月に「小矢部市男女共同参画プラン（第2次）～自分らしく ともに歩む まちづくり～」を策定し、諸施策を実施してきました。

なお、この計画の進行管理を行うことを目的として、2006年（平成18年）に「小矢部市男女共同参画推進協議会」を設置、その後2017年（平成29年）に改めて「小矢部市男女共同参画推進会議」として設置しました。

さらに、2014年（平成26年）12月22日には、男女共同参画社会の実現に向けて「小矢部市男女共同参画都市宣言」を行い、市民意識の一層の高揚と気運の醸成を図ってきました。



第2章 計画の基本的考え方



第2章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

女（ひと）と男（ひと）が輝く豊かなまち おやべ

この計画は、市民一人ひとりが、男女ともに、その人生を豊かに、輝きながら生きていける地域社会の形成を目指すものです。

急速に変化する経済・社会環境の中で、男女がともに人権を尊重し合い、それぞれの個性・能力が発揮できる新しい社会の実現が必要となっています。

しかしながら、実際には、「女性は家事」「男性は仕事」といった考えが根強く、家庭では、家事・育児・介護における女性への過重な負担が見られるのが現状です。また、女性にとって、働きながらの子育てや育児後の復職・就労が困難なことが、今日の少子社会の大きな要因の一つとなっています。

一方、政治や地域社会・職場等の場において、方針決定や企画段階での女性の参画は依然として少なく、その意見が十分反映される態勢となっていません。

これからは、男女がともに、社会の対等な構成員として、等しく、その人権が尊重され、社会参加意欲に溢れた女性が、自らの責任と選択によって、生き生きと活躍でき、男性も、家庭や地域の中で、自分らしい生き方を楽しめる社会が求められています。

このことは、これまでの「男だから」「女だから」といった固定的な性別観念にとらわれて、男性あるいは女性に偏重していたそれぞれの負担を、互いに分かち合い、男女相互のバランスのとれた社会を目指すものでもあります。

本計画は、「男」及び「女」という画一的な枠で個々人を捉えるのではなく、一人ひとりの個性を尊重し、多様な生き方を認め合う生き生きとした社会を、男女が協力してつくっていかうとするものです。大切なことは、「男」「女」といった観念にとらわれず、誰もが、自らの意思と責任において、自由な選択が可能となり、また、社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の形成であり、そのための「意識の変革」と「社会のしくみづくり」が重要と考えるものです。

本市では、こうした考えに基づき、男性も女性も、自立した人間として、家庭・地域・職場等のあらゆる場で輝く、男女共同参画社会の実現をめざし、「女（ひと）と男（ひと）が輝くゆたかなまち おやべ」を合い言葉に、本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策に取り組んでいきます。

2. 基本目標

I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり (男女平等意識の確立)

ともにみなおす

すべての人が性別に関わらず個人として尊重されるという人権意識を高めるために、社会制度や慣習、教育環境等についてともに見直していきます。

II 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進 (男女がともにすすめるまちづくり)

ともにすすめる

政策や方針決定の場への女性の参画、あらゆる分野における女性の参画力を高めることにより、まちづくりを男女がともに進めていきます。

III 男女の自立を促す環境づくり (社会活動等への男女共同参画の推進)

ともにつくる

男女共同参画社会の実現のために、個人において、精神的な自立、家庭における生活面での自立、就労の場での経済的な自立、地域の場での社会的な自立をしていくための環境をともにつくっていきます。

IV 人権を擁護するしくみづくり (男女の心とからだの尊重)

ともにまもる

人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等に生活できる社会を目指すために、男女個人としての尊厳や男女平等に関する意識啓発に努め、人権をともに守っていきます。

V プランの推進

ともにひろげる

プランを進めていくにあたり、行政、家庭、学校、地域、事業所、各種団体が、様々な立場で責任を担い、協力しながら施策をともにひろげていきます。

3. 特に重要な視点

2次プラン・改定版を策定するにあたり、特に重要な視点として次の5つを掲げ取り組めます。

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と男女の働き方・暮らし方の見直し

従来、性別による固定的役割分担意識や職場優先の組織風土を背景に、男性を中心に長時間労働が多く行われ、家事・育児等の負担の多くを女性が担ってきました。

このため、これまで仕事をしていた女性の多くが子どもの出産を機に仕事か子育てかの二者択一を余儀なくされるなど、仕事と生活の調和は十分に実現されておらず、こうした負担感が、未婚率の上昇や出生数の減少に影響を与えているとも指摘されています。

長時間労働を前提にした働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、女性の経済社会への参画拡大を進める上で不可欠であると同時に、超過勤務の縮減等の業務効率化に伴う生産性の向上等を通して、企業や経済社会の活性化につながるという観点からも重要です。

男女がともに健康を維持しながら、地域活動、趣味・学習等を通じた自己実現を図るとともに、育児・介護等、家庭での役割を果たしつつ安心して暮らしていくためにも、仕事と生活の調和の推進はますます重要になると考えられます。企業のトップや管理職の意識改革とともに、働く者自身の意識を変え、働き方・暮らし方について見直し、職場の風土を変えていくことが最も重要な課題となっています。

そのためにも、子育て支援・介護支援の施策との連携を図りながら、市民、企業、行政等が、連携し、仕事と生活の調和の実現に向けて取り組むことが必要です。

②あらゆる分野における女性の参画拡大

小矢部市では、審議会・委員会や会社の管理職へ進出した方がよいという意見が5割近くにも上る一方、審議会等への参画や管理職等への登用が十分に進んでいないなど、女性の意欲と能力を十分に活かしきっているとはいえません。

今後、ますます人口減少や人口構成の変化が進む中、各分野で女性の登用を促進し、女性が持てる力をこれまで以上に発揮し活躍できる環境をつくることは、これからの小矢部市の活力を創造するうえでも必要不可欠なことです。

女性の登用を促進するためには、まず行政が率先して政策決定過程への女性の参画を推進することが必要です。また、事業者・団体等における女性管理職の登用等を促進し、経営決定の場において女性の能力を生かす仕組みづくりが必要です。

③配偶者等からの暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差等の社会的・構造的な問題があるといわれています。DVの根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

本市においてもDVに関する相談が顕在化しており、DVの根絶・DVの未然防止のための広報啓発、潜在的被害者の早期発見、相談等、総合的な支援体制を推進していくことが必要です。

④男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することは、社会にとっても男性にとっても大切です。また、男性自身が男性はこうあるべきといった性別による固定的役割分担意識を解消し、長時間労働等の働き方を見直すことで、家庭や地域に参画するよう、男性への積極的な働きかけが必要です。

また、子どもの頃から男女共同参画についての理解を深めることは、将来の男女共同参画社会の実現につながります。次代を担う子どもたちが、将来を見通した主体的な自己形成ができ、個性と能力を発揮できるよう健やかに成長していくために、着実に取組を推進していくことが大切です。

⑤地域における男女共同参画の推進

家庭とともに最も身近な生活の場である地域における男女共同参画の実現は重要な課題です。

しかし、地域での実際の活動では女性が多くを担いながらも、組織の役員に占める割合は低いことや、社会通念・慣習・しきたり等で不平等と感じる女性の割合が高いなど、地域での男女共同参画は進んでいない状況にあります。

また、近年、地域でのコミュニティの希薄化が問題視されており、今後は、男女がともに協力して地域活動を担っていかなければ、地域の活性化は難しくなると考えられます。

地域における政策・方針決定過程への女性の参画を進めることや、これまで一部の男性や特定の年齢層で主に担われてきた活動への男女双方の幅広い参画を進めることが必要です。

4. この計画の目指す男女共同参画社会の姿

この計画を推進することにより小矢部市が目指す男女共同参画社会は、次のような社会です。

家庭では

男女がともに家族の一員として家事・育児・介護等を分担し、互いに責任も喜びも分かち合って、豊かで充実した家庭生活を送っています。そして、家族を思いやり、暴力のない明るい家庭が営まれています。



地域では

性別による固定的役割分担意識に基づく社会通念・慣習・しきたり等が見直され、一人ひとりの個性や能力が尊重されています。

女性が地域においても役員等として参画し、今まで以上に持てる力を発揮できる環境が整っています。

また、男女が、ボランティアやサークル活動、NPO活動等の地域活動に積極的に参画しています。



職場では

採用や昇進・配置、賃金等における性差による格差が解消され、男女ともに意欲、能力が十分発揮できる環境となっています。

仕事と生活の調和が図られ、男性と女性の双方にとって、仕事と子育て・介護等を両立しやすい職場となっています。

方針決定過程等への女性の参画も進み、女性が管理職であることが、ごく普通のことになっています。

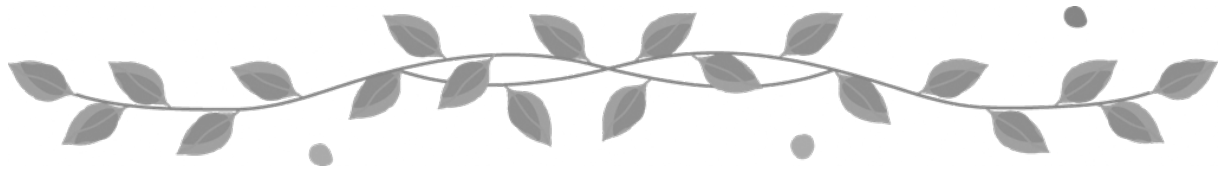


学校では

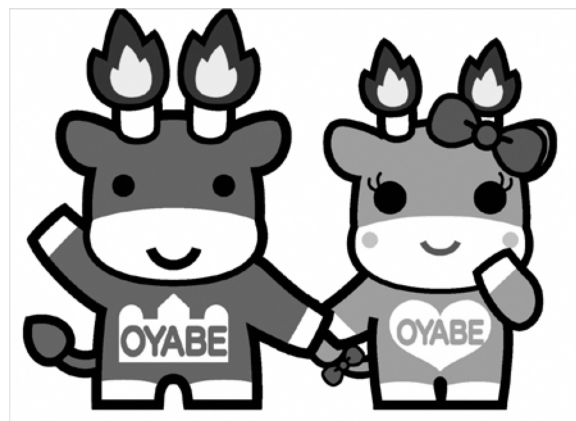
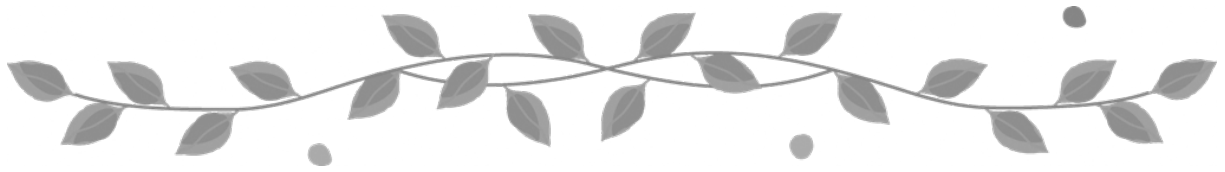
一人ひとりがそれぞれの個性や能力を活かし、将来を見通した自己形成ができるよう、人権の尊重、男女平等に関する指導が充実されています。

また、進路選択においては、男女共同参画の意識が定着し、個人の適性が尊重されています。



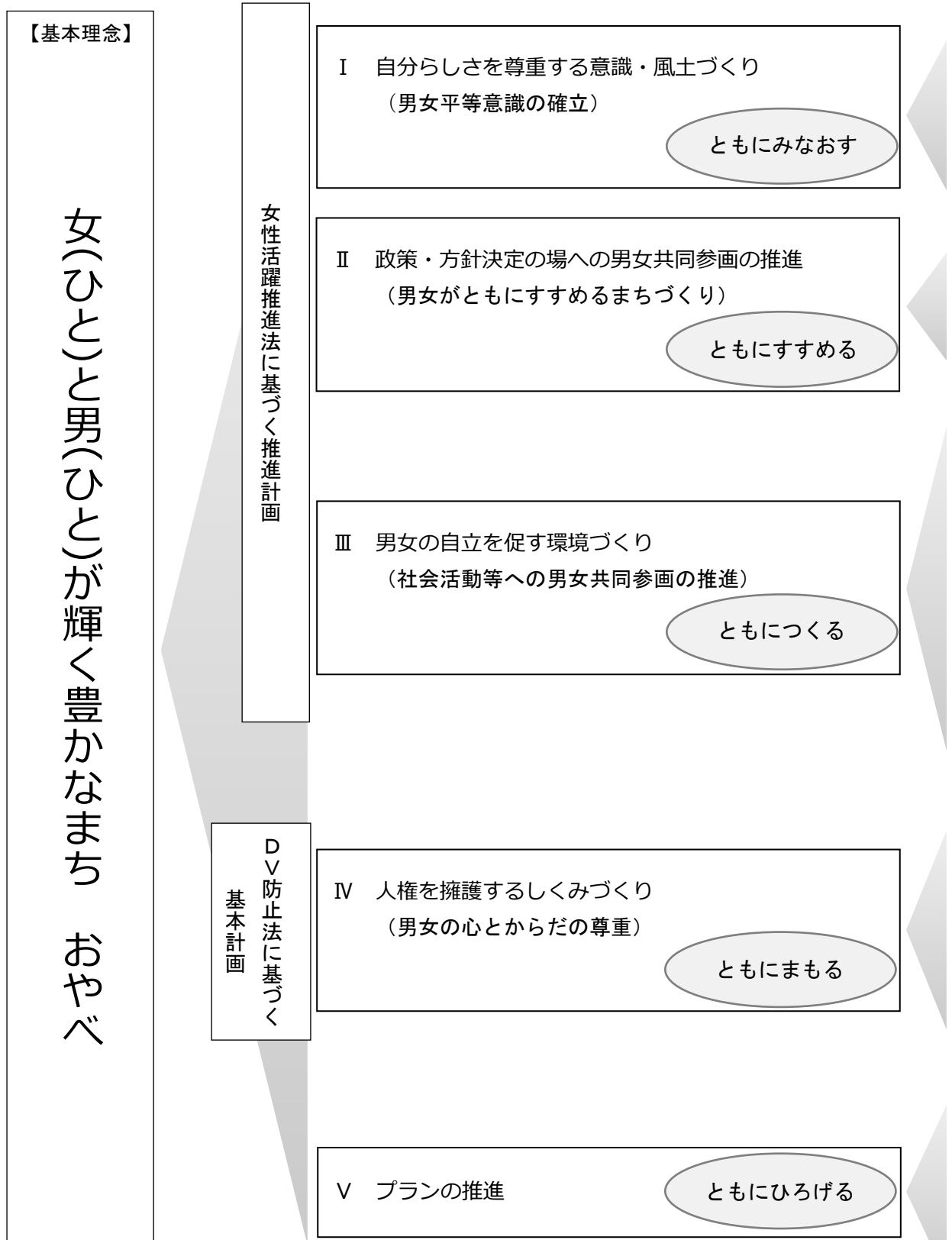


第3章 計画の内容



第3章 計画の内容

1. 体系図



【重点課題】

【施策の方向】

(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革	① 固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し ② 男性にとっての男女共同参画の推進
(2) 男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実	① 子どもの頃からの男女共同参画の推進 ② あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発
(3) 意識改革への市民参画の推進	① 市民参画のしくみづくり
(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進	① 審議会等への女性の参画促進 ② 女性管理職の登用促進 ③ 政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大
(2) 女性の人材育成	① 女性の人材育成の推進 ② 女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実
(1) 家庭での男女共同参画の推進	① 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ② 男女共同による家事・育児・介護の促進 ③ 職場と家庭の両立支援体制の充実 ④ 子育て支援・介護支援の充実
(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進	① 雇用・労働条件の男女平等の確保 ② 農林業や商工自営業における女性の参画促進 ③ 女性の起業支援
(3) 地域での男女共同参画の推進	① 男女で担う地域活動、ボランティア・NPO活動の推進 ② 高齢者が安心して暮らせる環境づくり ③ 障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援
(4) 国際社会における理解と協調	① 国際交流・国際理解の推進 ② 地域における在住外国人との共生
(1) 男女の人権尊重	① 男女の人権を守る啓発活動の推進 ② セクシュアル・ハラスメントの防止 ③ 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進
(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	① 配偶者等からの暴力を許さない意識づくり ② 相談窓口の周知と自立や心のケア等の支援体制の充実 ③ 関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進
(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援	① 性の尊重に関する啓発の促進 ② 妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実 ③ 心とからだの健康づくりの推進
(1) 推進体制づくり	① 市民と協働による男女共同参画の推進 ② 男女共同参画を推進するグループの活動支援 ③ 庁内推進体制の整備
(2) 男女共同参画推進のための拠点機能の確立	① 男女平等を推進する活動拠点の確立
(3) プランの周知及び調査・研究	① 男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究 ② プランの周知

2. 目標別計画

基本目標 I	自分らしさを尊重する意識・風土づくり（男女平等意識の確立）
---------------	--------------------------------------

「男は仕事、女は家庭」というような、性別役割分担意識は、人々の意識の中に根強く残り、女性の活躍や社会参画に影響を与え、男性の家庭生活への参画を困難にしています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画について正しく理解し、固定的役割分担意識を解消し、男女がともに協力し支えあっていく男女共同参画の意識づくりとともに、「すべての人が性別に関わらず個人として尊重される」という人権意識を高め、男女がともに自分らしさを大切にできる風土づくりを進めることを基本目標とします。

ともにみなおす

【重点課題】

(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革

(2) 男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実

(3) 意識改革への市民参画の推進

【施策の方向】

① 固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し
② 男性にとっての男女共同参画の推進

① 子どもの頃からの男女共同参画の推進
② あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発

① 市民参画のしくみづくり

重点課題（1）制度や社会習慣、しきたりの見直し、意識改革

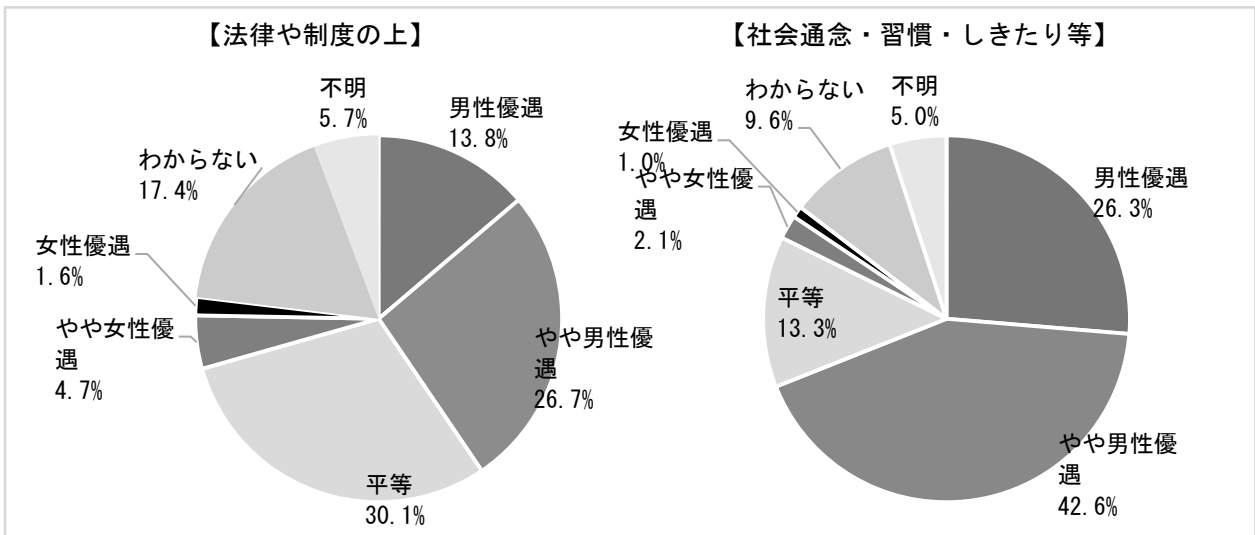
■現状と課題■

平等意識について、「法律や制度の上」では、「男性優遇」「やや男性優遇」の割合が 40.5%、「平等」が 30.1%となっているのに対し、「社会通念・習慣・しきたり等」では、「男性優遇」「やや男性優遇」が 68.9%、「平等」が 13.3%と、法律・制度の上比べて社会通念・習慣・しきたり等における平等意識は依然として男性優遇の傾向があります。

本市の男女共同参画にかかわる啓発活動により、平等感の向上は見られるものの、性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会における制度や慣習は、依然として根強く残っている状況です。

一人ひとりの個性のもとに能力や適性に応じた自由な生き方が尊重されるためには、男性の中に残る固定的な性別役割分担意識を変えることが重要であり、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い啓発・情報提供活動を継続的に行っていくことが必要です。

図. 男女の平等意識について



資料：平成 29 年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
社会通念・慣習の分野で平等と感じる割合	11.1%	13.3%	15%	生活協働課
育児・介護・家事講座の男性参加者数	115 人 (H23)	136 人 (H28)	150 人	生活協働課 健康福祉課 生涯学習文化課

■施策の方向■

(1) -① 固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
1	○啓発冊子等の発行 男女共同参画プランの概要版を全戸配布するとともに、新たに啓発冊子等を作成し、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための情報発信を行います。	継続	家庭	生活協働課		
2	○男女共同参画に関する市民意識の実態調査 男女共同参画に関するアンケートを定期的 に実施して、市民の意識変化の調査を行い市民 ニーズに合った施策展開を行います。	継続	家庭	生活協働課	V- (2) -①	131
3	○ぼだい樹の発行 男女共同参画推進員だより「ぼだい樹」の発 行及び広報おやべに定期的に掲載する「ぼだい 樹通信」により、推進員の活動を報告するとと もに、男女共同参画の啓発を行います。	拡充	家庭	生活協働課	I- (2) -② I- (3) -①	22 33
4	○男女共同参画市民のつどいの開催 男女共同参画市民のつどいを開催し、意識啓 発とプランの周知に努めます。	継続	家庭	生活協働課	V- (3) -②	134
5	○男女共同参画に関する情報の発信 男女共同参画市民のつどいや各地区で実施 の推進員による出前講座等をケーブルテレビ で放送するほか、ホームページ、市広報おやべ、 市役所ロビーでの資料配置等を通じ、情報発信 を行います。	継続	家庭	生活協働課		
6	○コンクール形式による啓発 男女共同参画に関する標語や川柳等のコン クールを開催し、男女共同参画について考える 機会を設けることで、意識啓発を図ります。	継続	家庭 事業所 地域	生活協働課		

※「実施区分」については、前期実施計画との比較を記載。(以下、同様とする。)

(1) -② 男性にとっての男女共同参画の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
7	○男性向け啓発冊子等の発行 男性向けの啓発冊子等を作成し、啓発を行な います。	継続	家庭	生活協働課		
8	○男性向け家事・育児・介護等能力向上に向け た講座等の開催 男性向けの家事・育児・介護等の能力向上を 目的に講座や料理教室等を開催します。	継続	家庭	生活協働課 健康福祉課 生涯学習文化課	Ⅲ- (1) -②	55
9	○「ママパパ講座」の充実 男女が安心して子育てができるよう妊娠・出 産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て 意識の啓発を図ります。	継続	家庭	健康福祉課	I - (2) -② Ⅲ- (1) -②	21 53
10	○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・ balan ス）の啓発と両立支援取組の推進 企業や従業員等に対して、ワーク・ライフ・ バランスについての啓発と実現に向けた両立 支援の取組の推進を図ります。	拡充	事業所 家庭	アウトレット・商工立地課 生活協働課	Ⅲ- (1) -①	50
11	○長時間労働の是正と柔軟で多様な働き方の 推進 短時間勤務制度・フレックスタイム制、在宅 勤務制度、働く男女が柔軟に働ける制度の普及 に努めます。	拡充	事業所 家庭	アウトレット・商工立地課	Ⅲ- (1) -①	51
12	○家事・育児をする男性の事例紹介 家事や育児をする男性の活躍事例を市広報 やケーブルテレビ等を通じ、積極的に紹介し、 男性の男女共同参画の推進を図ります。	継続	家庭	生活協働課		



重点課題（2）男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実

■現状と課題■

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために、学校、家庭、地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

子どもの頃から、男女がともに一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合い、一人ひとりが個性や能力を発揮して、自らの意思によって多様な選択ができるよう学校教育等を充実することが求められています。

また、学校や家庭、地域、職場においては、男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、幼児期から高齢期までの生涯にわたる人権尊重を基盤とした男女共同参画意識を育む環境づくりとともに、課題解決につながる広報や啓発が求められています。

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
男女共同参画優良事例紹介（累積）	—	— (H28)	10 件	生活協働課
家庭生活で平等と感じている割合	25.0%	27.5%	37%	生活協働課
職場で平等と感じている割合	17.8%	21.6%	30%	生活協働課
学校教育の場で平等と感じている割合	48.9%	58.4%	60%	生活協働課
ママパパ講座の年間受講者数	146 人 (H23)	70 人 (H28)	146 人	健康福祉課
おやバイクボス宣言事業所登録数（累積）	—	11 事業所	50 事業所	生活協働課

■施策の方向■

(2) -① 子どもの頃からの男女共同参画の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
13	○小中学生向け啓発冊子等の配付 小中学生向けの男女共同参画についての啓 発冊子等を配付します。	継続	学校	教育総務課 生活協働課		
14	○社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の充実 規範意識や社会性を高めるとともに、性別役 割分担意識にとらわれない職業選択の機会均 等について学習するために、中学2年生が、校 外での職場体験や福祉・ボランティア活動等に 参加します。	継続	学校	教育総務課		
15	○保育所・こども園・学校の教職員の研修機会 の充実 幼児教育・保育・学校の教職員の男女平等の 意識づくりの共通理解を深めるため、研修機会 の充実を図ります。	継続	学校	教育総務課 こども課		
16	○男女が協力し、活動する場の創出 学校行事の実施にあたっては、男女平等の視 点に立って行い、男女が協力し、活動する場を 創出します。	継続	学校	教育総務課		
17	○家庭教育への参加の促進 PTA・地域等を通じ、父親への子育て参加 を促進し、家庭教育についての意見交換会や講 演会、研修会等、家庭での男女共同参画環境づ くりの啓発を行います。	継続	学校 家庭	教育総務課 生涯学習文化課		
18	○人権教育・啓発推進事業の推進 すべての人々の人権が真に尊重される社会 の実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進 に関する法律に沿って、学校・地域・家庭その 他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつ つ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	継続	学校 家庭	生活協働課	I - (2) -② IV - (1) -①	23 99
19	○男女平等教育の推進 生徒対象の男女共同参画に関する講演会の 開催や男女の区別なく、「一人ひとりを見つめ、 育てる」教育を推進します。	継続	学校	教育総務課		
20	○小中学校における意識調査の実施といじめ 等への指導 生活アンケート等による児童生徒の意識調 査と教育相談を充実するとともに、いじめ・不 登校に関する調査の徹底を図り、適切な対応に 努めます。	継続	学校	教育総務課		

(2) -② あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
21	○「ママパパ講座」の充実 男女が安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	継続	家庭	健康福祉課	I - (1) -② Ⅲ- (1) -②	9 53
22	○ぼだい樹の発行 男女共同参画推進員だより「ぼだい樹」の発行及び広報おやべに定期的に掲載する「ぼだい樹通信」により、推進員の活動を報告するとともに、男女共同参画の啓発を行います。	拡充	家庭 地域 事業所	生活協働課	I - (1) -① I - (3) -①	3 33
23	○人権教育・啓発推進事業の推進 すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進に関する法律に沿って、学校・地域・家庭その他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつつ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	継続	家庭 地域 事業所	生活協働課	I - (2) -① Ⅳ- (1) -①	18 99
24	○育児・介護休業法等の労働関係法・制度の周知促進 育児・介護休業法等の労働関係法・制度をパンフレットの配布等により周知を図ります。	継続	事業所	アウトレット・商工立地課		
25	○事業所向けのアンケートの実施 両立支援やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進に関する事業所向けのアンケートを実施し、実態把握に努めるとともに、結果送付の際に啓発パンフレットを同封し、啓発に努めます。	拡充	事業所	生活協働課	Ⅲ- (2) -①	69
26	○経済団体等との連携による取組の実施 定期的に経済団体と意見交換会や研修会、セミナー等を開催し、男女共同参画の推進を図ります。	拡充	経済団体 事業所	アウトレット・商工立地課 生活協働課		
27	○「おやベイクボス宣言事業所」の登録推進による職場風土の改革 事業所のトップが「イクボス」になるよう努め、男女ともに仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりの推進を図ります。	新規	事業所	生活協働課	Ⅲ- (1) -③	58
28	○男女共同参画（子育て、介護、女性の登用など）優良事業所の紹介や表彰 男女共同参画（子育て、介護、女性の登用等）における先進的な取組をしている事業所の事例を市広報やケーブルテレビ等で積極的に紹介や表彰し、男女共同参画の推進を図ります。	拡充	事業所	生活協働課		

重点課題（3）意識改革への市民参画の推進

■現状と課題■

男女共同参画意識の啓発にあたっては、市民が主体となった活動と連携することにより、草の根からの浸透が図られるものと考えられます。

本市においては、小矢部市男女共同参画推進員の活動を支援するとともに、小矢部市女性団体連絡協議会が開催する研修や女性議会への支援を通じ、男女共同参画意識づくりに向けた気運の高まりが見られてきています。また、おやべ型1%まちづくり事業やまちづくり研究会等の活動等により、市民の参画が拡大し、市民と行政の協働のまちづくりが進んでおり、今後も一層の市民参画が必要となっています。

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
市男女共同参画推進員数	33 人	36 人	40 人	生活協働課
おやべ型 1%まちづくり事業件数	69 件	84 件	90 件	生活協働課
市民教養講座登録者数	40 人	43 人	60 人	生涯学習文化課

■施策の方向■

(3) -① 市民参画のしくみづくり

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
29	○小矢部市男女共同参画推進員制度の拡充 現在、市内18地区から各2名委嘱している推進員に加え、公募や団体推薦枠を設けて推進員の増員を図ります。	継続	地域	生活協働課		
30	○男女共同参画推進員の企画・運営による、地域での啓発活動の推進 小矢部市男女共同参画推進員により企画・運営された出前講座等により、地域での男女共同参画の推進を図ります。	継続	地域	生活協働課		
31	○男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの支援 男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの活動に対して、支援を行うほか、事業費の一部については、おやべ型1%まちづくり事業により、補助を行います。	継続	地域 各種団体	生活協働課	Ⅲ- (3) -①	84
32	○市民教養講座などの講演会の開催 市民の関心の高い今日的な話題をテーマに「市民教養講座」を開催し、学習する機会を提供します。	継続	地域	生涯学習文化課		
33	○ぼだい樹の発行 男女共同参画推進員だより「ぼだい樹」の発行及び広報おやべに定期的に掲載する「ぼだい樹通信」により、推進員の活動を報告するとともに、男女共同参画の啓発を行います。	拡充	家庭	生活協働課	I - (2) -① I - (2) -②	18 22



基本目標Ⅱ

政策・方針決定の場への男女共同参画の推進 (男女がともにすすめるまちづくり)

政策や方針の立案及び決定の場での男女の共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で等しく利益を享受し、かつ、ともに責任を担う男女共同参画社会の基盤となるものです。

近年、女性の社会進出は進んでいるものの、依然として政策や方針の立案及び決定する役割は男性が中心となっており、女性の参画は十分とはいえません。

女性のあらゆる分野での社会参画を拡大するために、市が率先して行政の場への女性の参画を進めるとともに、事業所や各種団体等における取組を支援します。また、女性自身の参画意識の高揚を図るとともに、参画力を高めるための機会の充実等により、女性人材の育成を推進することを基本目標とします。

ともにすすめる

【重点課題】

(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進

(2) 女性の人材育成

【施策の方向】

- ① 審議会等への女性の参画促進
- ② 女性管理職の登用促進
- ③ 政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大

- ① 女性の人材育成の推進
- ② 女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実

重点課題（１）政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進

■現状と課題■

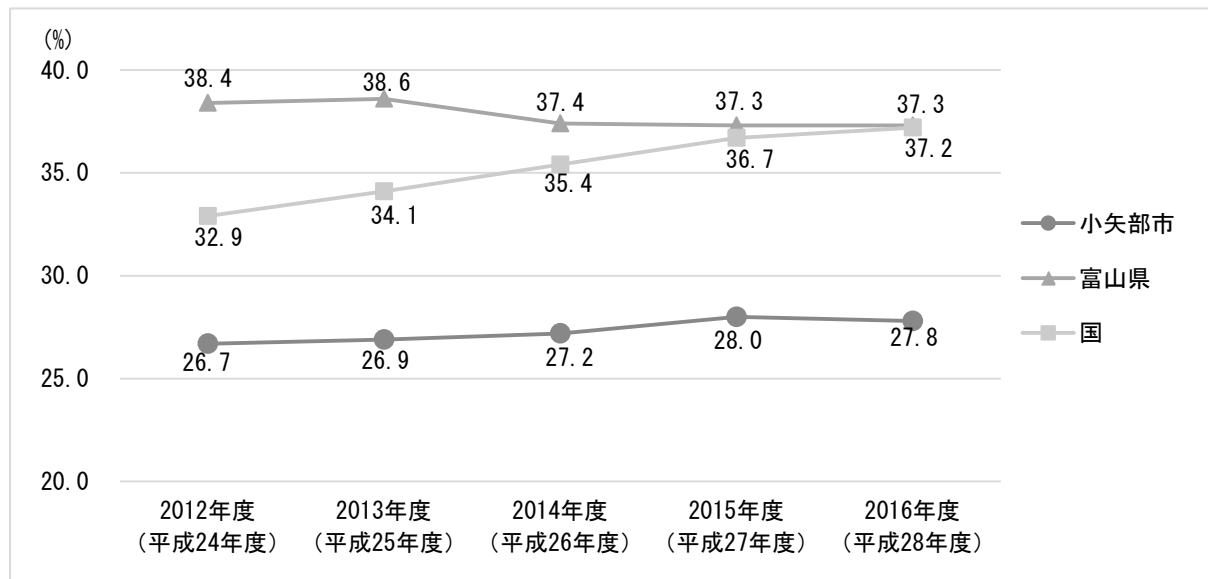
男女共同参画による調和のとれた社会を実現するためには、女性があらゆる政策・方針決定の場に、質・量ともに男性と対等に参画し、積極的に女性の意見を反映させ、地域や職場をはじめとする社会づくりに関わっていくことが求められています。

しかしながら、市が設置する審議会等の女性委員の割合については、国や県より低く、2016年度（平成28年度）は27.8%と5年前から横ばいの状況にあり、女性の政策・方針決定の場への参画は十分ではありません。行政の分野をはじめ、企業や団体、地域活動の中で、女性の参画を促進することが求められています。

このため、女性の人材育成を積極的・継続的に推進する必要があり、また、市が設置する審議会等における女性委員割合についての具体的な数値目標の設定や女性管理職の登用促進等により、市が率先して女性の参画を推進するとともに、事業所や各種団体等における女性参画拡大に向けた取組を支援することが求められています。

また、政策・方針決定過程への市民参画機会や方法を拡充することにより、より多くの女性が市政に対し、意見を述べることができる場の提供が求められています。

図. 審議会等の女性委員割合の推移



注) 小矢部市と国、富山県では、対象とする審議会等に相違があります。

資料：小矢部市：「地方協団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況-市町村編」

富山県：富山県少子化対策・県民活躍課調べ

国：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
審議会等における女性委員の割合	26.7%(H23)	28.7%	40%	生活協働課
女性委員がない審議会等の数	5 (H23)	3	0	総務課
各審議会公募委員率	15.3%(H23)	— (H28)	20%	総務課
行政における女性管理職の登用率	25.8%	26.9%	30%以上	総務課

■施策の方向■

(1) -① 審議会等への女性の参画促進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
34	○審議会等の女性委員の割合拡大 審議会への女性委員の登用率について、平成34年度までに40%を達成することを目標とし、公募制の拡充や女性枠の設定等により、女性の政策・方針決定の場への参画を促進します。また、各審議会等において、男女ともに構成比率が30%を下らないことについても留意します。	継続	地域 各種団体 行政	生活協働課 関係各課		
35	○女性人材リストの整備・活用の推進 市が設置する審議会等へ広く女性の登用を促進するため、多様な人材発掘と人材の情報の充実を図り、審議会等の委員選出の際の積極的活用に努めます。	継続	地域	生活協働課	Ⅱ-(2)-①	43



(1) -② 女性管理職の登用促進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
36	○女性の活躍推進に向けた制度の周知・啓発 女性の職業生活に関する機会の積極的な提供及びワーク・ライフ・バランスに資する雇用環境の整備等「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	新規	事業所	アウトレット・商工立地課 生活協働課		
37	○一般事業主行動計画の策定の推進 一般事業主行動計画の策定と計画目標の達成の取組の推進をします。また、一定の基準に達したことで認定（くるみん、プラチナくるみん）を受けた事業所を紹介します。	拡充	事業所	アウトレット・商工立地課 生活協働課		
38	○管理監督者への女性職員の登用促進 率先して女性管理職の登用に努めます。	継続	行政	総務課		

(1) -③ 政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
39	○地域活動組織や各種団体等の女性役員の割合拡大 地域活動組織や各種団体等の女性役員の割合の拡大を図ります。	継続	地域 各種団体	生活協働課 関係各課		
40	○女性議会の開催 隔年で女性議会を開催し、女性の地位向上と社会的視野を広め、生活に密着した課題や問題を捉え、市政への提言等、女性の声を市政に反映させます。	継続	地域 各種団体 行政	生活協働課	Ⅱ-(2)-①	44
41	○市民提案型まちづくりの推進 おやべ型1%まちづくり事業により、広く市民提案事業に対し、支援するほか、市民と市職員で構成されるまちづくり研究会等に女性の参画推進を図ります。	拡充	地域 各種団体 行政	生活協働課		
42	○防災分野における女性参画の拡大 防災分野においての女性参画の率が他に比べて低いことから、積極的に女性の参画拡大を図ります。	継続	地域 各種団体 行政	総務課		

※ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

重点課題（２）女性の人材育成

■現状と課題■

小矢部市においては、これまで 12 回の女性議会の開催や女性フォーラム、各種学習会等の開催等を通じ、女性人材の発掘や育成に取り組んできました。しかしながら、女性が政策・方針決定の場に参画することは、まだ少ない状況にあります。

女性人材の発掘はもとより、女性議会をはじめとする人材育成の機会を充実し、さらなる女性人材の育成を図り、それらの人材が活躍できる場を提供するとともに、人材情報を収集・整備し、提供していくことが求められています。

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
人材リストの登録者数	—	— (H28)	50 人	生活協働課
女性防災士の人数	2 人	8 人 (H28)	20 人	総務課

■施策の方向■

(2) -① 女性の人材育成の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
43	○女性人材リストの整備・活用の推進 市が設置する審議会等へ広く女性の登用を促進するため、多様な人材発掘と人材の情報の充実を図り、審議会等の委員選出の際の積極的活用に努めます。	継続	地域	生活協働課	Ⅱ- (1) -①	35
44	○女性議会の開催 隔年で女性議会を開催し、女性の地位向上と社会的視野を広め、生活に密着した課題や問題を捉え、市政への提言等、女性の声を市政に反映させます。	継続	地域 各種団体 行政	生活協働課	Ⅱ- (1) -③	40
45	○地域活動組織や各種団体等への運営への女性の参画促進 地域活動組織や各種団体等と連携・協力し、男女平等・共同参画をテーマとした意識啓発講座や出前講座等を開催し、女性参画や女性リーダーの必要性について理解と周知を図り、女性の登用を促します。	継続	地域 各種団体 行政	関係各課		
46	○女性の人材育成等の講座の開催 女性人材を育成するため、男女共同参画、団体の活性化等、女性の人材育成等に資する講座を開催したり、講座の開催に支援します。	継続	地域 各種団体 行政	生活協働課		
47	○女性消防団員の加入促進や女性防災士の育成 女性消防団員の加入促進や女性防災士の育成を図り、地域の防災リーダーを育成するとともに、防火・防災の普及に努めます。	拡充	地域	総務課		

(2) -② 女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
48	○学習・交流機会の充実 各種講座や出前講座等を通して、日常生活に役立つ知識や技能を習得する学習や女性の資質向上を図る学習機会を提供するとともに、市内外の団体間の交流機会の充実を図ります。	継続	各種団体 地域	企画政策課 生活協働課		
49	○女性団体への活動支援 女性団体が相互に連携し、女性の地位と福祉の向上を図るための実践活動を支援するとともに、まちづくり事業を行う団体については、おやべ型1%まちづくり事業を活用し支援を行います。	継続	地域 各種団体 行政	生活協働課 生涯学習文化課		

基本目標Ⅲ

男女の自立を促す環境づくり（社会活動等へ男女共同参画の推進）

男女共同参画社会が実現されるには、男女が対等な構成員として社会に参画し、社会的利益を享受するとともに、職業責任や家事・育児・介護等の家庭責任をともに果たしていくことが必要です。そのためには、個人において、「精神的な自立」はもとより、「家庭をはじめとする生活面での自立」、「就労の場における経済的な自立」、また、「地域や様々な場での社会的な自立」が不可欠であり、そのための環境づくりが必要と考えます。

このような視点に立ち、男女がともにワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と家庭や地域生活と両立し、家庭、職場、地域等での男女共同参画を進めることを基本目標とします。

とものつくる

【重点課題】

(1) 家庭での
男女共同参画の推進

【施策の方向】

- ① 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- ② 男女共同による家事・育児・介護の促進
- ③ 職場と家庭の両立支援体制の充実
- ④ 子育て支援・介護支援の充実

(2) 職場・仕事での
男女共同参画の推進

- ① 雇用・労働条件の男女平等の確保
- ② 農林業や商工自営業における女性の参画促進
- ③ 女性の起業支援

(3) 地域での
男女共同参画の推進

- ① 男女で担う地域活動、ボランティア・NPO活動の推進
- ② 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- ③ 障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

(4) 国際社会における理解と協調

- ① 国際交流・国際理解の推進
- ② 地域における在住外国人との共生

重点課題（１）家庭での男女共同参画の推進

■現状と課題■

家庭は、社会の基本単位であり、家庭のあり様は、社会の縮図であるとともに、社会を変えていく原動力でもあります。

家庭においても、男女が互いの人格を認め合い、平等の関係に立ちながら、支え合い、ともに責任を担い、協力し合う中から、苦楽を分かち合う家族関係が求められています。

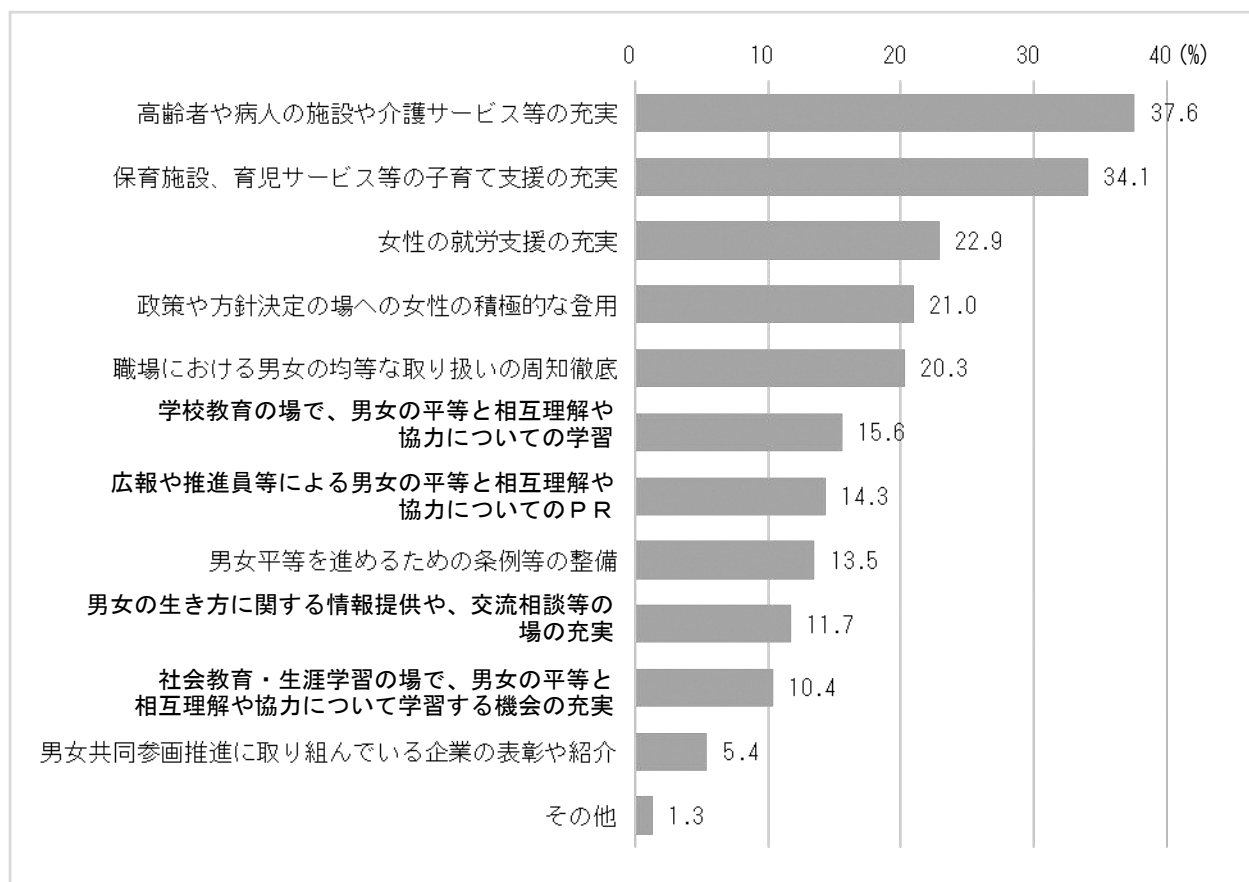
2017年（平成29年）に実施した男女共同参画に関するアンケートでは、「夫も妻も、共同して家事・育児・介護をするべき」の考え方について尋ねた結果で、「賛成」「どちらかといえば賛成」の割合が86.6%と高い数値となっていますが、実際の家庭での現状は、家事は主に女性の役割となっているなど、男女の共同の考えが浸透しているにもかかわらず、従前からの分担意識から抜けきれない状況にあります。

仕事を持って働く女性は増えてきましたが、仕事も家事も負担している場合が多く、自由時間もなく、ゆとりのない生活実態となっています。男性においては、男性中心型労働慣行が依然として根付いていることから長時間労働が当然とされており、家事・育児・介護への参画が難しい状況にあります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、男性も女性も安心して暮らし、責任を果たし、家庭での男女共同参画を進めるために重要なものです。そのためには、職場と家庭との両立が課題となっており、性別に関係なく、家事・育児・介護等に積極的に参加するような意識づくりや働きかけが必要となっています。併せて、経営者のトップをはじめとする職場内の理解等就業環境の整備が重要であり、企業との連携した取組が求められています。

少子高齢化が進み家族形態が多様化する今日、育児や介護を社会全体で支える体制の整備が大きな課題であり、小矢部市におけるアンケート調査の結果からも男女共同参画社会を形成していくために行政が力を入れるべきことについて、3人に一人が「高齢者や病人の施設や介護サービス等の充実」「保育施設、育児サービス等の子育て支援の充実」を望んでいます。このことから多様化するニーズに応じたきめ細かい保育の実施や福祉・介護サービスの充実が特に必要となっています。

図. 男女共同参画社会の形成に向けて行政が注力すべきこと（複数回答）



資料：平成 29 年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
ママパパ講座の年間受講者数	146 人 (H23)	70 人 (H28)	146 人	健康福祉課
放課後児童クラブ受入率	100% (H23)	100% (H28)	100%	こども課
4 か月児健診受診率	99.5% (H23)	99.5% (H28)	100%	健康福祉課
ファミリー・サポート・センター利用件数（延べ）	192 件 (H23)	221 件 (H28)	300 件	こども課
特別保育などの利用児童数（延べ）				こども課
休日保育	161 人 (H23)	428 人 (H28)	500 人	
一時保育	53 人 (H23)	91 人 (H28)	100 人	
延長保育	139 人 (H23)	410 人 (H28)	500 人	
病後児保育	81 人 (H23)	62 人 (H28)	100 人	
病児保育		— (H28)	200 人	

■施策の方向■

(1) -① 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
50	○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発と両立支援取組の推進 企業や従業員等に対して、ワーク・ライフ・バランスについての啓発と実現に向けた両立支援の取組の推進を図ります。	拡充	事業所 家庭	アウトレット・商工立地課 生活協働課	I - (1) -②	10
51	○長時間労働の是正と柔軟で多様な働き方の推進 短時間勤務制度・フレックスタイム制、在宅勤務制度、働く男女が柔軟に働ける制度の普及に努めます。	拡充	事業所	アウトレット・商工立地課	I - (1) -②	11
52	○一般事業主行動計画の策定の推進 一般事業主行動計画の策定と計画目標の達成の取組の推進をします。また、一定の基準に達したことで認定（くるみん、プラチナくるみん）を受けた事業所を紹介します。	拡充	事業所	アウトレット・商工立地課 生活協働課		

(1) -② 男女共同による家事・育児・介護の促進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
53	○「ママパパ講座」の充実 男女が安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	継続	家庭	健康福祉課	I - (1) -② I - (2) -②	9 21
54	○共に学ぶ家事・育児・介護実技講座の開催 男女が家事・育児・介護について学ぶ講座等を開催します。	継続	家庭	健康福祉課 生涯学習文化課		
55	○男性向け家事・育児・介護等能力向上に向けた講座等の開催 男性向けの家事・育児・介護等の能力向上を目的に講座や料理教室等を開催します。	継続	家庭	生活協働課 健康福祉課 生涯学習文化課	I - (1) -②	8
56	○男女で取得する育児・介護休業の促進 育児・介護休業の取得について、男女労働者に取得を促す啓発を行います。	継続	家庭 事業所	アウトレット・商工立地課 生活協働課		



(1) -③ 職場と家庭の両立支援体制の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
57	○育児、介護後の再就職希望者の支援 育児、介護を理由に離職した男女の再就職の支援を行います。	継続	家庭 事業所	アウトレット・商工立地課		
58	○「おやベイクボス宣言事業所」の登録推進による職場風土の改革 事業所のトップが「イクボス」になるよう努め、男女ともに仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりの推進を図ります。	新規	事業所	生活協働課	I - (2) -②	27

(1) -④ 子育て支援・介護支援の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
59	○放課後児童クラブ（学童保育）の充実 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健全な育成を推進し、その保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	継続	家庭	こども課		
60	○幼保連携型認定こども園の整備 統合の保育所をはじめ、幼保連携型認定こども園への移行を進め、教育・保育環境を整えます。また、併せて統合こども園に子育て支援センターを併設し、子育て環境の充実を図ります。	新規	家庭	こども課		
61	○ニーズに応じた保育サービスの充実 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所における延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の保育サービスの拡充に努めます。	継続	家庭	こども課		
62	○ファミリー・サポート・センターの利用促進 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動による地域ぐるみでの子育て支援を促進します。	継続	家庭	こども課		
63	○福祉・介護サービスの充実 援助が必要な高齢者及びその家族等に必要とされる介護予防・生活支援のためのサービスを提供します。	継続	家庭	健康福祉課		
64	○公民館の利用や高齢者・PTAとの連携による、地域の子育て機能の向上の促進 公民館を利用しながら地域ぐるみの子育て支援を促進します。地域おやべっ子教室を実施し、地域ぐるみの子育ての環境整備に努めます。	継続	家庭	生涯学習文化課		
65	○地域子育て支援拠点事業の充実 地域子育て支援拠点施設を整備し乳幼児及び保護者の交流、相談、情報提供等、子どもの健全な育成を支援します。	拡充	家庭	こども課		
66	○児童虐待防止の推進 子育てに関する相談体制を充実し、児童虐待の防止に努めます。	継続	家庭	こども課		

重点課題（２）職場・仕事での男女共同参画の推進

■現状と課題■

就業は、生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様な人材活用の推進につながり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化からも重要な意義を持っています。

職場では、男女の区別なく、公平にその能力・意欲等が評価されなければなりません。現行法制度の適正な運用を促進し、雇用条件や賃金、能力開発機会の確保等における実質的な平等のもと、男女がともに働きやすい職場環境の形成が求められています。

農林業の分野では、農林業団体における女性役員も少なく、農業経営の方針決定にあたって、女性参画の場は十分とはいえません。農村では、女性の労働と経営参画が明確に認識されていない場合が多く、経営の多角化・複合化が進展する中で女性が過重な負担を負うことがないよう男女共同参画の推進が求められています。

一方、商工業の分野においても、商工団体における女性役員が少ないなど、同様の状況にあり、今後は、商店街の活性化への取組や商工業における経営にも、女性が積極的に参画し、活躍することが望まれています。

このような状況において、男女の職域を相互に拡大するとともに、女性起業家の育成を促進することは、極めて効果的であり、多様な形態での起業化を支援することが求められています。

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
女性農業士の数	18 人	15 人	20 人	農林課
商業インキュベータ女性独立者数	0 件	0 件	1 件	アクトレット・商工立地課

■施策の方向■

(2) -① 雇用・労働条件の男女平等の確保

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
67	○労働基準法・男女雇用機会均等法・パートタイム労働法の周知及び適正な運用の普及啓発 労働者の雇用環境の整備や公正な待遇の実現に向けて富山労働局雇用均等室と連携を図りながら、周知啓発に努めます。	継続	事業所 家庭	アウトレット・商工立地課 生活協働課		
68	○働く人への相談や情報提供等による支援 就職案内の窓口である職業安定所（ハローワークおやべ）との連携強化による情報提供を充実します。	継続	事業所	アウトレット・商工立地課		
69	○事業所向けのアンケートの実施 両立支援やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進に関する事業所向けのアンケートを実施し、実態把握に努めるとともに、結果送付の際に啓発パンフレットを同封し、啓発に努めます。	拡充	事業所	生活協働課	I - (2) -②	25
70	○男女の職域拡大のためのセミナー等の研修機会の提供 多様な職域への男女の参入を促進するため、研修機会の提供に努めます。	継続	事業所	アウトレット・商工立地課		

(2) -② 農林業や商工自営業における女性の参画促進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
71	○「農山漁村男女共同参画推進指針」の啓発 「農山漁村男女共同参画推進指針」を普及啓発し、農村山村での男女共同参画を推進します。	継続	地域	農林課		
72	○「家族経営協定」締結の促進 家族の話し合いによって女性の経営参画を促し、経営全体の改善を図るため、「家族経営協定」締結の普及推進を図ります。	継続	家庭	農林課		
73	○農村女性研修の開催（女性農業士の育成） 農村において、女性が自由で個性豊かな活動を行って地域に貢献し、女性の社会的視野の拡大と資質向上の機会の提供を図ります。	継続	地域 各種団体	農林課		
74	○農林水産団体及び商工団体役員への女性参画の促進 農業協同組合等の女性役員、女性の農業委員、商工団体等の女性役員等の参画促進に努めます。	継続	各種団体	アウトレット・商工立地課 農林課		
75	○農業団体及び商工団体の女性部の活動支援及びネットワークの形成 農業団体及び商工団体における女性の参画を促進するため、女性部の活動支援とネットワークづくりに努めます。	継続	各種団体	アウトレット・商工立地課 農林課		

(2) -③ 女性の起業支援

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
76	○新規創業講座（セミナー）の開催 商工会や関係機関等協力しながら、講座等の開催を実施します。	継続	各種団体	アウトレット・商工立地課		
77	○インキュベート施設の利用及び入居者への経営、技術、販路開拓等の総合的な支援 廉価なインキュベート施設の提供と施設入居起業家への経営、技術、販路開拓等の総合的な支援を行います。	継続	各種団体	アウトレット・商工立地課		
78	○富山県中小企業支援センターとの連携強化 富山県中小企業支援センターと連携し、相談・助言や情報提供を充実します。	継続	各種団体	アウトレット・商工立地課		
79	○起業家向け融資制度の充実 自ら事業を始めようとする人への、事業資金貸付の斡旋を行います。	継続	各種団体	アウトレット・商工立地課		
80	○女性の起業を志す人へ情報提供等による支援 自ら事業を始めようとする人への、情報提供を充実します。	継続	各種団体	アウトレット・商工立地課		
81	○女性による農林水産加工品、特産品づくりの支援 直売や農林水産加工品、特産品づくりに取り組む女性起業家への支援を行います。	継続	各種団体	農林課		



重点課題（3）地域での男女共同参画の推進

■現状と課題■

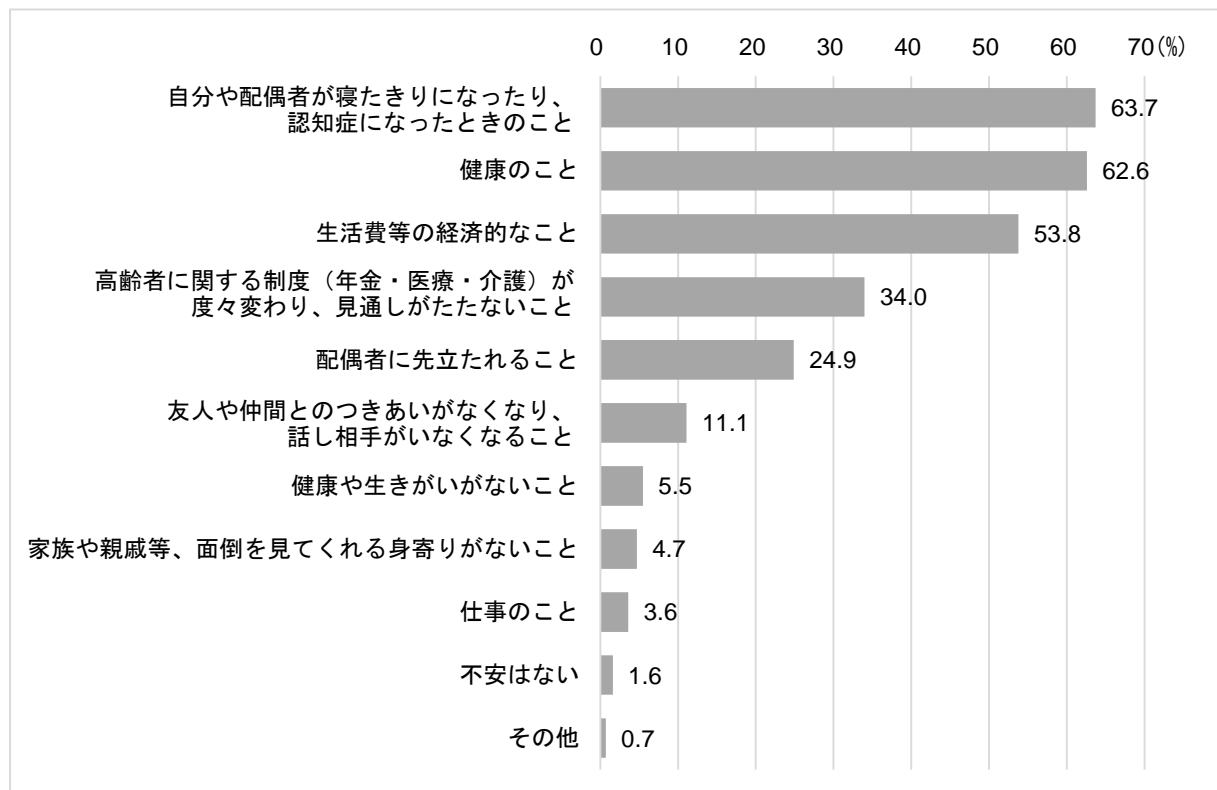
地域社会（地域コミュニティ）は、人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現に不可欠です。急速な少子高齢化の進行により人口が減少を続け、地域によっては、男女がともに担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

しかしながら、地域活動においては、今なお、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、自治会役員をはじめ、地域団体の多くは女性の参画が少なく、地域ぐるみで女性の活躍を推進していく体制整備が必要となっています。そして、あらゆる年代の男女が主体的に地域活動やボランティア活動等を通じ、地域での参画を促進していくことが活力ある地域社会の形成につながります。

一方、今日の高齢社会において、高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくりは、生涯にわたる男女共同参画社会の実現に不可欠であり、特に、地域における高齢者の生きがいづくりは、その中の重要な役割を担うものです。高齢者が積極的に社会参加して、生きがいをもって生活を送ることができるような環境づくりが求められています。

また、地域社会において、障がいがあること、ひとり親家庭、日本で生活する外国人等様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるように、男女共同参画の視点に立ち環境を整備する必要があります。

図. 老後について気がかりなこと（複数回答）



資料：平成 29 年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
地域活動の場で平等と感じる割合	21.5%	26.5%	32%	生活協働課
要介護認定率	16.6%	18.4%	19.9%	健康福祉課
シルバー人材センター会員登録数	390 人	363 人 (H28)	390 人	健康福祉課
ふれあいいいききサロン開催回数（延べ）	560 回 (H23)	551 回 (H28)	580 回	健康福祉課
ボランティアセンター登録ボランティア登録者数	2,760 人 (H23)	2,621 人 (H28)	3,000 人	社会福祉課

■施策の方向■

(3) -① 男女で担う地域活動、ボランティア・NPO活動の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
82	○ボランティア活動の促進 ボランティアセンターを中心にして、ボラン ティア活動に意欲を持つ市民に、情報を積極的 に提供するとともに、男女が気軽に取り組める 環境整備に努めます。	継続	各種団体 地域	社会福祉課		
83	○NPO、NGOの活動の推進 県や関係機関と連携し、講座やセミナーの開 催等、必要な情報提供を行います。	継続	各種団体	生活協働課		
84	○男女共同参画をめざす活動及び団体・グル ープへの支援 男女共同参画をめざす活動及び団体・グル ープへの活動に対して、支援を行うほか、事業費 の一部については、おやへ型1%まちづくり事 業により、補助を行います。	継続	地域 各種団体	生活協働課	I - (3) -①	31
85	○男女で担う自治会等の地域活動の促進 自治会等の地域活動において、男女共同参画 を積極的に促進します。	継続	地域 家庭	生活協働課		
86	○結婚活動への支援 地域の人々（縁結びさん）による結婚活動の 支援を行います。また、地域における男女間の コミュニケーションの醸成を図るよう努めま す。	継続	家庭	生活協働課		

(3) -② 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
87	○シルバー人材センターの活動充実 シルバー人材センターの会員数を増やし、就業に関する情報提供を推進します。	継続	地域	健康福祉課		
88	○高齢者サークルなど生きがい対策事業の支援 高齢者が積極的に社会参加して、生きがいを持って生活を送ることができるよう、趣味活動やその他交流機会の充実に努めます。	継続	地域	健康福祉課		
89	○自立生活の継続に向けた、介護予防・生活支援事業等の推進 高齢者が自立生活が継続できるよう、介護予防・生活支援事業、認知症の総合的支援体制の整備を推進します。	継続	家庭	健康福祉課		
90	○地域包括支援センター・在宅介護支援センターの充実 高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センター・在宅介護支援センターの活動を推進し、支援が必要な高齢者へのサービスの提供や相談体制の充実、高齢者虐待の防止を図ります。	拡充	家庭	健康福祉課		

3) -③ 障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
91	○ひとり親家庭の自立促進 ひとり親家庭の自立を促進するため、医療費助成等の経済的支援や相談・情報提供の充実に努めます。	継続	家庭	こども課		
92	○障がい者の自立促進 障がい者の自立を促進するため、医療費助成等の経済的支援や就労支援、相談・情報提供の充実に努めます。	継続	家庭	社会福祉課		
93	○市内在住外国人への情報提供及び支援 地域の生活者として、日本人も外国人も暮らしやすい地域づくりを推進し、相談・情報提供に努めます。また、日本語習得の支援等も実施します。	拡充	地域	企画政策課		

重点課題（４）国際社会における理解と協調

■現状と課題■

経済・社会のグローバル化が進む中、国際交流を通じて、我が国固有の優れた文化や伝統を尊重するとともに、実際の家庭や地域社会の状況を広い視野から判断し、世界の女性とともに支え合い、国際社会における男女平等、平和の実現に貢献することが求められています。

地域における在住外国人との共生は、最も身近な国際化の課題であり、そのような取組を通じて、異なるもの（文化・人権・性）を認め合う考えをしっかりと持てる「自立した国際人」となることが求められています。

■施策の方向■

（４）-① 国際交流・国際理解の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
94	○国際社会における男女共同参画の理解の推進 政治、経済等の国際情勢における女性の状況を理解する情報の収集・提供を実施します。また、国際社会における男女共同参画の情報提供を行います。	継続	地域	企画政策課		
95	○国際交流・国際理解の推進 国際交流・国際理解を推進するため、情報提供や国際交流を行う団体の支援に努めます。	継続	地域 各種団体	企画政策課		
96	○学校における外国語教育の推進 ALTによる外国語教育・国際理解を推進します。	継続	学校	教育総務課		
97	○国際的な視野をもつ生徒の育成 海外派遣事業を継続実施し、国際的な視野をもつ生徒の育成と国際理解を推進します。	継続	学校	教育総務課		

（４）-② 地域における在住外国人との共生

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
98	○市内在住外国人との交流機会の充実 市内在住外国人等との交流機会を作り、地域交流に努めます。	継続	地域	企画政策課		

基本目標Ⅳ

人権を擁護するしくみづくり（男女の心とからだの尊重）

人権は、人類が共有する普遍的な価値であり、また、男女の人権尊重は、男女共同参画社会の根底をなすものです。

家庭、職場、地域等のあらゆる分野において、人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等にいきいきと生活できる社会を目指すことを基本目標とします。

そのためには、男女の個人としての尊厳や男女平等に関する意識啓発に努めるほか、配偶者等からのあらゆる暴力の根絶等、顕在化してきた人権侵害への対策や被害者への支援に取り組みます。また、男性も女性も、お互いの性について理解し尊重することや妊娠・出産等の保健医療体制の充実、男女の心とからだの健康づくりに取り組みます。

ともにまもる

【重点課題】

(1) 男女の人権尊重

【施策の方向】

- ① 男女の人権を守る啓発活動の推進
- ② セクシュアル・ハラスメントの防止
- ③ 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

(2) 配偶者等からの
あらゆる暴力の根絶

- ① 配偶者等からの暴力を許さない意識づくり
- ② 相談窓口の周知と自立や心のケア等の支援体制の充実
- ③ 関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進

(3) 生涯にわたる
健康づくりへの支援

- ① 性の尊重に関する啓発の促進
- ② 妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実
- ③ 心とからだの健康づくりの推進

重点課題（１）男女の人権尊重

■現状と課題■

男女の人権等に関する問題等については、各種行政相談や社会福祉協議会での法律相談をはじめ、人権擁護委員や行政相談委員による相談を実施していますが、まだまだ顕在化していない問題が存在しています。

男女の人権を守るためには、市民自らが人権擁護の意識を自覚するとともに、人権擁護の体制づくりが必要です。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、男女が対等な仕事の仲間としてではなく、性的対象として意識されるところからおこるもので、人権侵害、労働権の侵害になります。男女雇用機会均等法（改正均等法）では、事業主に「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置」が義務づけられ、セクハラ防止対策が強化されました。しかしながら、行為者が自己の行為をセクシュアル・ハラスメントに当たるものと意識していないことも多々あり、働く男女が能力を十分に発揮することができるようさらなる啓発が求められています。

こうしたことから、様々な情報媒体において、人権を尊重し、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等がないよう十分な配慮が求められています。

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
人権啓発回数	3 回 (H23)	10 回 (H28)	12 回	生活協働課
人権研修会の参加者数	251 人 (H23)	210 人 (H28)	340 人	生活協働課

※セクシュアル・ハラスメント：他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動（人事院規則 10-10）

※男女雇用機会均等法：雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和 61 年 4 月に施行。労働者の募集や採用、配置、昇進等において男女間の差別の禁止等が規定されている。

■施策の方向■

(1) -① 男女の人権を守る啓発活動の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
99	○人権教育・啓発推進事業の推進 すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進に関する法律に沿って、学校・地域・家庭その他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつつ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	継続	地域 家庭 事業所	生活協働課	I - (2) -① I - (2) -②	18 23
100	○人権相談窓口・機関等の周知 人権相談窓口や人権相談機関の周知に努めます。相談においては個人情報の保護と守秘義務の徹底に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の整備に努めます。	継続	地域 行政	生活協働課		
101	○職場における人権の意識啓発 社内における啓発の取組や人権意識を高め、(性別、働き方等の)多様性を認め、働きがいのある職場づくりを通じて、人権の尊重が定着することをめざして企業へ働きかけを行います。	継続	事業所	アウトレット・商工立地課		

(1) -② セクシュアル・ハラスメントの防止

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
102	○職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組と従業員への周知 職場において従業員へのセクシュアル・ハラスメントの防止の周知とその対策や適切な対処が図られるよう、県労働局雇用均等室等の関係機関と連携し啓発に努めます。	継続	事業所	アウトレット・商工立地課		
103	○相談窓口の周知 女性へのあらゆる暴力についての相談窓口の周知に努めます。相談においては個人情報の保護と守秘義務の徹底に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の整備に努めます。	継続	事業所 行政	こども課		

(1) -③ 男女共同参画に配慮した表現の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
104	○市の刊行物に関するガイドラインの作成、周知 男女共同参画の推進を阻害する表現が用いられないよう、本市が発行する刊行物に関するガイドラインの周知に努めます。	継続	行政	総務課 生活協働課		
105	○青少年にとって有害な図書、広告物等の排除 次世代を担う青少年にとって有害な図書、広告物等を地域と連携し、排除します。	継続	地域 各種団体	こども課 生涯学習文化課		

重点課題（２）配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

■現状と課題■

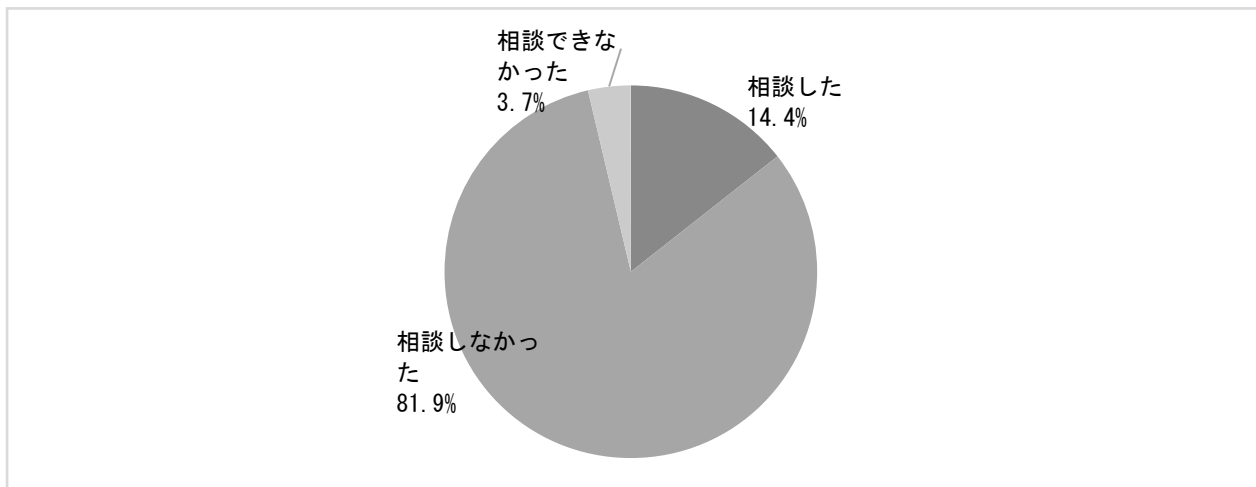
暴力は、被害者の心身を傷つけ、人権を著しく侵害する、決して許されない行為です。しかし、男女間の暴力は、配偶者・パートナーからの暴力（DV）、ストーカー行為等、様々な形で存在しています。

特にDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、その被害の多くが女性であり、これまであまり表面化されず、社会的認識や対策も十分ではありませんでした。

本市でもDVに関する相談件数は、増加傾向にあるなど、DV被害が顕在化してきています。しかし、アンケート調査では、DVがあっても「相談しなかった」「相談できなかった」がほとんどです。また、「相談しなかった」「相談できなかった」理由については、「相談するほどのことではないと思った」との回答が半数を超えるなど、相談しやすい環境づくりが必要となっています。

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要課題であり、社会全体で暴力を許さないという意識づくりと防止対策や被害者支援等の総合的な取組が必要とされています。

図. DVに関する相談状況

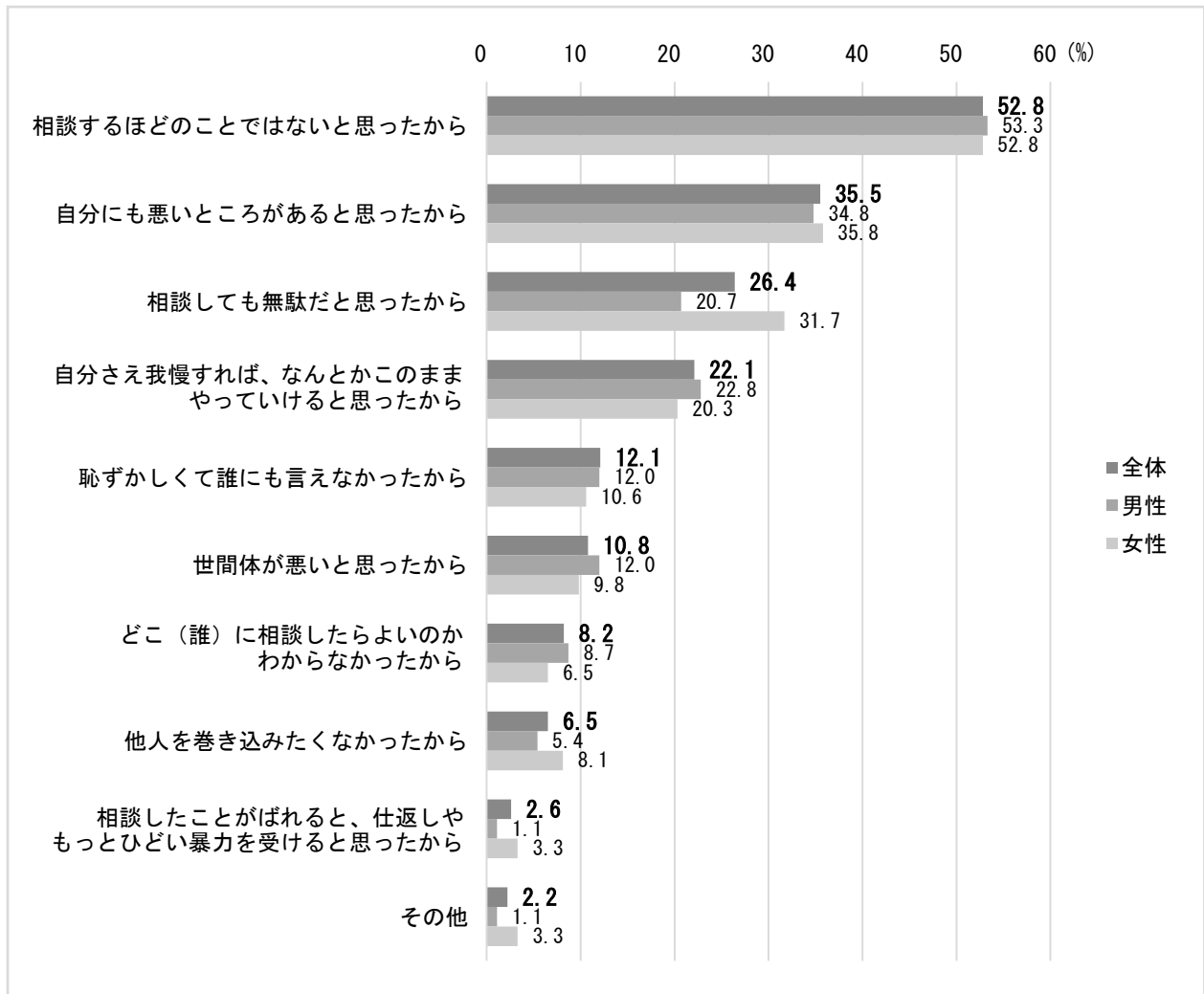


注) 不明を除く

資料：平成29年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

※DV（ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence）：一般的には「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。

図. DVの相談ができなかった理由（複数回答）



資料：平成 29 年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

■ 成果目標 ■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
DVに関する相談件数（延べ）	20 件（H23）	60 件（H28）	80 件	こども課

■施策の方向■

(2) -① 配偶者等からの暴力を許さない意識づくり

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
106	○配偶者等からの暴力などに関する現状把握 配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等、暴力に関する現状把握に努めます。	継続	家庭 事業所	こども課		
107	○配偶者等からの暴力防止などに関する意識啓発 すべての人々の人権が真に尊重され、暴力を許さない社会の実現に向けた広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等を通じた啓発を行い、国等の関係機関と連携を図ります。	継続	家庭 地域 各種団体	こども課 生活協働課		

(2) -② 相談窓口の周知と自立や心のケア等の支援体制の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
108	○広報誌やホームページを利用した相談窓口の周知 広報誌やホームページを利用してDV等の相談窓口の周知に努め、関係機関と連携を図りながら相談体制の周知に努めます。	継続	家庭 地域	こども課		
109	○女性相談員の配置など相談しやすい相談体制の整備 女性相談員の配置やプライバシーの保護に配慮した相談体制をとり、関係機関と連携を図りながらだれもが相談しやすい体制の整備に努めます。	継続	家庭 地域	こども課		
110	○暴力被害者に対する支援（生活の自立支援・カウンセリング等）の充実 自立支援・カウンセリング等、被害者の安心安全に配慮しながら自立と心のケアについて、専門機関と連携を図りながら支援に努めます。	継続	家庭 地域	こども課		

(2) -③ 関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
111	○関係機関との連携による早期発見・通報体制の整備 医療関係者、警察、民生委員・児童委員、人権擁護委員、男女共同参画推進員等との連携を図り、DV被害者の早期発見・通報等に関する体制の整備に努めます。	継続	行政 各種団体	こども課		
112	○支援に関わる人材育成の推進 DV被害者の早期発見や二次被害防止のため支援に関わる人への研修の場の提供に努めます。	継続	行政 各種団体	こども課		

重点課題（3）生涯にわたる健康づくりへの支援

■現状と課題■

男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画の社会の形成に際し、前提となるものといえます。

心身及びその健康について、正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「性と生殖に関する健康と権利」についての視点が殊に重要です。

加えて、男女が生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、スポーツ参加を推進するなどの環境整備を行なうことが求められています。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進することが必要となっています。

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
がん検診受診者数（延べ）	10,495 人	11,104 人 (H28)	11,200 人	健康福祉課
体育施設の利用者数（延べ）	188,861 人 (H23)	183,613 人 (H28)	200,000 人	スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ会員数	1,890 人	1,651 人 (H28)	3,000 人	スポーツ課

※「性と生殖に関する健康と権利」：女性が自らの健康や体について正確な知識を持ち、性の主体として自らが決定すること。また・そのために必要な情報が得られること。1994 年の世界人口開発会議で提唱され、今日の女性の人権の重要な一つと認識されています。

■施策の方向■

(3) -① 性の尊重に関する啓発の促進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
113	○学校における適切な性に関する指導の実施 性に関する正しい知識を身につけ、生命の尊重や心のつながりを重視し、保護者の理解を得ながら適切な指導を行います。	継続	学校 家庭	健康福祉課 教育総務課		
114	○思春期の性、安全な妊娠、性感染症の防止、避妊、更年期の対応等についての情報提供と啓発の実施 性を尊重し、生殖に関する自己決定権とそれに伴う責任において、正しい知識と情報を提供し、啓発に努めます。	継続	家庭	健康福祉課 教育総務課		

(3) -② 妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
115	○安心な妊娠・出産への保健活動等の支援の充実 安心な妊娠・出産への支援を図るための、妊婦への健康診査・指導及び妊婦健康相談の充実を図るとともに、妊産婦への医療費助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	継続	家庭	健康福祉課 こども課		
116	○事業主や従業員に対する、妊娠中の女性労働者の健康管理についての理解促進 妊娠・出産期の母性健康管理に配慮した職場環境の整備のため、意識啓発を行います。	継続	事業所	アウトレット・商工立地課 健康福祉課		
117	○不妊症・不育症に関する専門相談及び治療助成の充実 不妊症治療費及び不育症治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、少子化対策の充実を図ります。また、不妊症・不育症に悩む夫婦に対し相談や情報提供を行います。	拡充	家庭	健康福祉課		

(3) -③ 心とからだの健康づくりの推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
118	○男女の健康をおびやかす問題についての対策促進 HIV(エイズ)、性感染症、薬物乱用、喫煙等、健康をおびやかす問題についての対策を推進します。	継続	家庭	健康福祉課		
119	○誰もが気軽に参加できる軽スポーツ、レクリエーションの普及・促進 市民のスポーツ活動の参加を促進し、誰もが手軽に取り組めるスポーツの推進により健康・体力づくりに努めます。	継続	地域	スポーツ課		
120	○男女の生涯を通じた健康保持の増進 健康診査、健康相談、食生活改善事業等の充実等、男女のライフステージに応じた適切な対策を推進します。	継続	家庭	健康福祉課		
121	○心の相談事業の充実 自殺やアルコール問題等、様々な心の健康相談事業を充実します。	継続	家庭	健康福祉課		



基本目標Ⅴ

プランの推進

男女共同参画社会の実現に向けて、「小矢部市男女共同参画プラン」の着実な推進を基本目標とするものです。

計画の推進にあたっては、行政だけでなく、家庭、学校、地域、事業所、各種団体が、様々な立場から責任を担い、協力しあう中で施策を進めていくことが不可欠です。

プランの実現に向けて力を合わせるため、市民が話し合う共通の場として、また、プランの進行状況を評価し、必要な意見を市に提言する場として、2016年度（平成28年度）に「小矢部市男女共同参画推進会議」が設置され、協議いただいているところです。また、平成15年に設置した「小矢部市男女共同参画推進員」は、小矢部市における男女共同参画の推進において、中心的な役割を担っていただいています。

プランの実現のためには、プランを広く市民に周知徹底し、理解と協力を求めることが必要であり、様々な手段により、PRを図っていきます。

一方、時代の変化に伴い、男女共同参画への取組は、より進展していくことが予想されます。国・県等関係機関とも連携し、男女共同参画にかかわる諸問題の調査研究を引き続き実施し、情勢的確な把握を行い、具体的な施策に反映することにより、男女がさらに輝く、いきいきとしたまちの実現に努めていきます。

ともにひろげる

(1) 推進体制づくり

- ① 市民と協働による男女共同参画の推進
- ② 男女共同参画を推進するグループの活動支援
- ③ 庁内推進体制の整備

(2) 男女共同参画推進のための拠点機能の確立

- ① 男女平等を推進する活動拠点の確立

(3) プランの周知及び調査・研究

- ① 男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究
- ② プランの周知

重点課題（１）推進体制づくり

■現状と課題■

2003年（平成15年）に「小矢部市男女共同参画プラン」が策定され、その進行管理を行うことを目的として、2006年（平成18年）に「小矢部市男女共同参画推進協議会」の設置後、2016年（平成28年）に「小矢部市男女共同参画推進会議」が設置され、協議いただいています。庁内の推進体制については、事業担当部署と連携を図り推進体制を強化するとともに、全庁をあげて取り組んでいきます。

また、引き続き、市民と行政が協力し合って取り組むことが必要であり、連携を強化していくことが求められています。

■施策の方向■

（１）-① 市民と協働による男女共同参画の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
122	○男女共同参画推進会議による進行管理 男女共同参画推進会議において、計画や男女共同参画に関する重要な事項について調査・審議を行います。	拡充	各種団体 地域	生活協働課		
123	○行政相談員や人権擁護委員を始めとする関係機関との連携 多様化する男女共同参画に関する問題に対処するため、行政相談員や人権擁護委員を始めとする関係機関との連携を強化します。	継続	地域 各種団体 行政	生活協働課		
124	○国・県・関係機関との連携 計画を推進するに当たって、国・県・関係機関との連携や他市町村との情報交換を図ります。	継続	行政	生活協働課		
125	○男女共同参画都市宣言の市民への浸透 市をあげて男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画都市宣言の市民への浸透を図ります。	新規	行政	生活協働課		

(1) -② 男女共同参画を推進するグループの活動支援

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
126	○グループ間のネットワークの構築 男女共同参画社会の実現に向けて活動する民間団体との連携を強化し、各種団体のネットワークづくりと市民参画による計画の推進に努めます。	継続	各種団体 地域	生活協働課		
127	○小矢部市男女共同参画推進員の活動支援 男女共同参画社会の実現に向けて積極的に活動している小矢部市男女共同参画推進員の支援を行います。	継続	各種団体 地域	生活協働課		

(1) -③ 庁内推進体制の整備

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
128	○庁内体制の充実 計画を推進するとともに評価・点検や調査研究を行うため、庁内組織である「小矢部市男女共同参画プラン推進委員会」を組織し、関係部局との連携を図ります。	継続	行政	生活協働課		

重点課題（2）男女共同参画推進のための拠点機能の確立

■現状と課題■

2010年（平成22年）におやべ市民活動サポートセンターが開設され、男女共同参画を推進する活動拠点とするなど様々な市民活動をサポートする施設機能として、活用されてきました。今後は、市内の既存施設の有効利用を図り、男女共同参画の推進のみならず様々な市民活動の拠点として活用が求められています。

■施策の方向■

（2）-① 男女平等を推進する活動拠点の確立

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
129	○男女共同参画推進の活動拠点の確立 市民活動をサポートする施設機能として、市内の施設を有効活用し、男女共同参画推進の活動拠点づくりに努めます。	継続	行政	生活協働課		
130	○男女平等に関する相談窓口の周知 小矢部市家庭児童相談室で行っている男女平等に関する相談窓口の周知を図ります。	継続	行政	生活協働課 こども課		



重点課題（3）プランの周知及び調査・研究

■現状と課題■

男女共同参画社会を実現していくためには、市民に対するプランの周知徹底が不可欠であり、また、男女共同参画にかかわる諸問題についても、調査・研究を引き続き進めていくことが求められています。

■成果目標■

項目	平成 24 年度	現状 平成 29 年度	後期目標 平成 34 年度	担当課
男女共同参画市民のつどい参加者数	150 人 (H23)	200 人 (H28)	300 人	生活協働課

■施策の方向■

(3) -① 男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
131	○男女共同参画に関する市民意識の実態調査 男女共同参画に関するアンケートを定期的 に実施して、市民の意識変化の調査を行い市民 ニーズに合った施策展開を行います。	継続	家庭	生活協働課	I- (1) -①	2
132	○情勢変化の的確な把握 計画の効率的な推進につなげるため、社会情 勢の変化等の各種調査を実施して、研究や検討 を行います。	継続	行政	生活協働課		

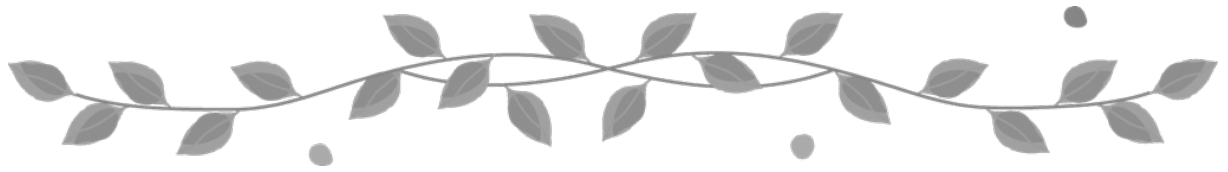
(3) -② プランの周知

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
133	○小矢部市男女共同参画推進員の活動を通しての周知 男女共同参画推進員の出前講座等を通じてプランの内容の周知を図ります。	継続	地域 家庭 各種団体 事業所	生活協働課		
134	○男女共同参画市民のつどいの開催 男女共同参画市民のつどいを開催し、意識啓発とプランの周知に努めます。	継続	地域 家庭 各種団体 事業所	生活協働課	I - (1) -①	4
135	○各種団体・グループとの連携による周知 各種団体やグループと連携し、プランの周知を図ります。	継続	行政	生活協働課		
136	○様々な広報手段（市広報、パンフレット、ケーブルテレビ等）によるPR プランの概要版を作成し、各戸配布するほか、市広報やパンフレット、ケーブルテレビ、ホームページ等を通じて広くPRを行います。	継続	行政	生活協働課		

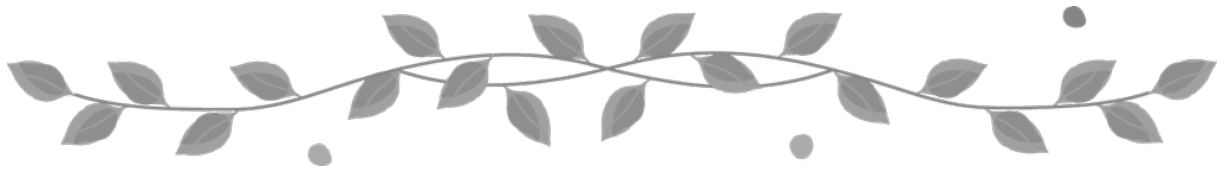


●計画関連成果指標一覧

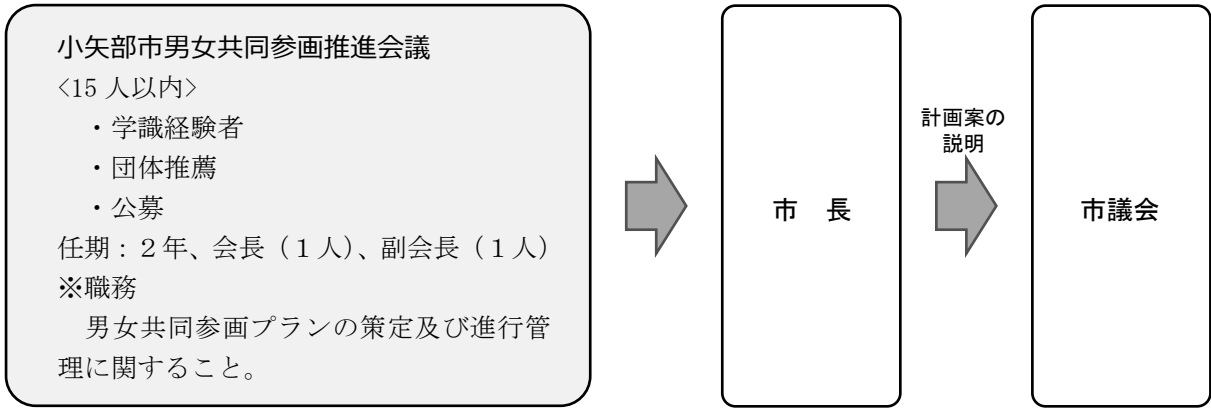
基本目標	重点課題	項目	平成24年度の状況	前期目標(H29年度)	平成29年度の状況	後期目標(H34年度)
I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり	(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革	社会通念・慣習の分野で平等と感じる割合	11.1%	15%	13.3%	15%
		育児・介護・家事講座等の男性参加者数	115人(H23)	150人	136人(H28)	150人
	(2) 男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実	男女共同参画優良事例紹介(累積)	—	10件	—(H28)	10件
		家庭生活で平等と感じている割合	25.0%	35%	27.5%	37%
		職場で平等と感じている割合	17.8%	22%	21.6%	30%
		学校教育の場で平等と感じている割合	48.9%	56%	58.4%	60%
		ママパパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	70人(H28)	146人
		おやベイクボス宣言事業所登録者数(累積)	—	—	11事業所	50事業所
	(3) 意識改革への市民参画の推進	市男女共同参画推進員数	33人	40人	36人	40人
		おやべ型1%まちづくり事業件数	69件	75件	84件	90件
場IIへの政策・男女共同参画方針決定の推進	(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合	26.7%(H23)	40%	28.7%	40%
		女性委員がいない審議会等の数	5(H23)	0	3	0
		各審議会公募委員率	15.3%(H23)	20.0%	—(H28)	20.0%
	(2) 女性の人材育成	行政における女性管理職の登用率	25.8%	26.5%	26.9%	30%以上
		人材リストの登録者数	—	50人	—(H28)	50人
		女性防災士の人数	2人	—	8人(H28)	20人
III 男女の自立を促す環境づくり	(1) 家庭での男女共同参画の推進	ママパパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	70人(H28)	146人
		放課後児童クラブ受入率	100%(H23)	100%	100%(H28)	100%
		4か月児健診受診率	99.5%(H23)	100%	99.5%(H28)	100%
		ファミリーサポートセンター利用件数(延べ)	192件(H23)	250件	221件(H28)	300件
		特別保育などの利用児童数(延べ)	—	—	—	—
		休日保育	161人(H23)	200人	428人(H28)	500人
		一時保育	53人(H23)	80人	91人(H28)	100人
		延長保育	139人(H23)	190人	410人(H28)	500人
	病後児保育	81人(H23)	100人	62人(H28)	100人	
	病児保育	—	—	—(H28)	200人	
	(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進	女性農業士の数	18人	20人	15人(H28)	20人
		商業インキュベータ女性独立者数	0件	—	0件	1件
	(3) 地域での男女共同参画の推進	地域活動の場で平等と感じる割合	21.5%	25%	26.5%	32%
		要介護認定率	16.6%	19.8%	18.4%	19.9%
シルバー人材センター会員登録数		390人	472人	363(H28)	390人	
ふれあいいいきサロン開催回数(延べ)		560回(H23)	580回	551回(H28)	580回	
ボランティアセンター登録ボランティア登録者数		2,760人(H23)	3,000人	2,621人(H28)	3,000人	
IV 人権を擁護するし	(1) 男女の人権尊重	人権啓発回数	3回(H23)	4回	10回(H28)	12回
		人権研修会の参加者数	251人(H23)	280人	210人(H28)	340人
	(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	DVIに関する相談件数(延べ)	20件(H23)	20件	60件(H28)	80件
		がん検診受診者数(延べ)	10,495人	—	11,104人(H28)	11,200人
	(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援	体育施設の利用者数(延べ)	188,861人(H23)	195,000人	183,613人(H28)	200,000人
		総合型地域スポーツクラブ会員数	1,890人	2,500人	1,651人(H28)	3,000人
V プランの推進	(3) プランの周知及び調査・研究の推進	男女共同参画市民のつどい参加者数	150人(H23)	250人	200人(H28)	300人



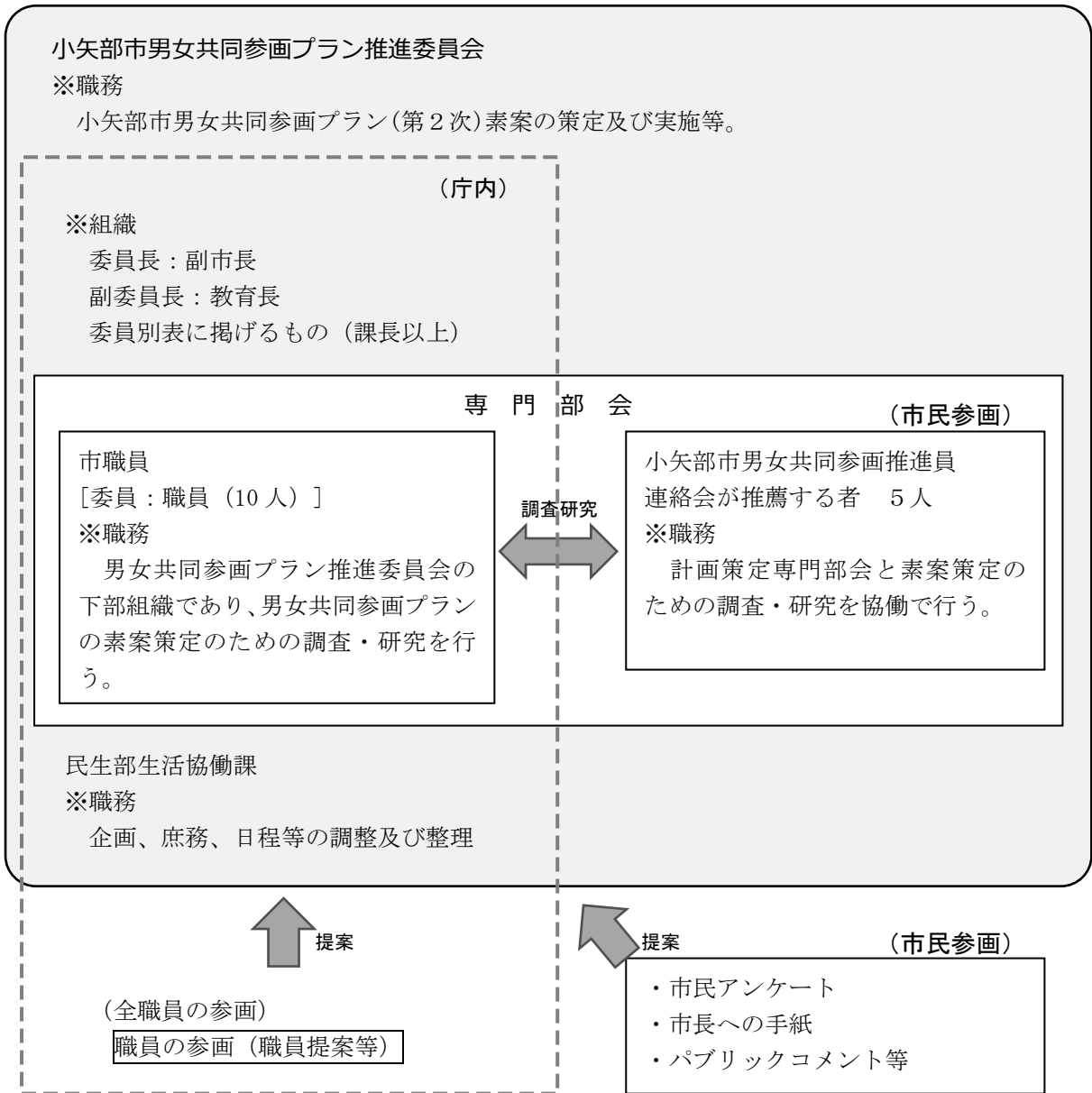
資料編



「小矢部市男女共同参画プラン(第2次)後期計画」策定に関する組織



素案づくりの指示 ← ↑ 素案の提出



小矢部市男女共同参画推進会議規則

平成28年3月24日規則第15号

小矢部市男女共同参画推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例（平成28年小矢部市条例第6号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、小矢部市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の推進について識見を有する者
- (2) 市内団体の代表者から推薦された者
- (3) 公募による者（20歳以上の市民に限る。）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

計画策定の経緯等

①委員名簿

役職等	氏名	推薦団体等
会長	福島 敏正	小矢部市自治会連合会
副会長	嶋田 幸恵	小矢部市女性団体連絡協議会
委員	新明 政夫	小矢部市商工会
委員	前田 智嗣	小矢部市企業協会
委員	上田紀久子	人権擁護委員
委員	中川日登美	小矢部市小中学校校長会
委員	岡本 稔	小矢部市PTA連絡協議会
委員	津田雄一郎	小矢部青年会議所
委員	上田 光雄	小矢部市男女共同参画推進員連絡会
委員	塚崎志津江	小矢部市家庭児童相談員
委員	新谷 幸子	公募委員
委員	谷崎 正則	公募委員

②委員会開催日時

開催日	開催回	内容
平成 29 年 12 月 26 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付、正副会長の選出 ・市民意識アンケート調査報告書について ・小矢部市男女共同参画プラン（第 2 次）の進捗状況について ・小矢部市男女共同参画プラン（第 2 次）後期計画の策定について（組織・基本方針、スケジュール等）
平成 30 年 2 月 2 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・小矢部市男女共同参画プラン（第 2 次）改定版（素案）について
平成 30 年 3 月 5 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・小矢部市男女共同参画プラン（第 2 次）改定版（案）について

小矢部市附属機関条例

平成28年3月24日条例第6号

小矢部市附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その所掌事務及び委員の定数は、同表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	所掌事務	委員の定数
略	略	略
小矢部市男女共同参画推進会議	(1) 小矢部市男女共同参画プランの策定及び進行管理に関する事 (2) 男女共同参画を推進する団体及び個人のネットワークの構築に関する事 (3) 男女共同参画推進員の活動支援に関する事 (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事	15人以内
略	略	略

小矢部市男女共同参画プラン（第2次）改定版

2018年（平成30年）3月

発行 小矢部市

編集 小矢部市民生部生活協働課

〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号

TEL (0766) 67-1760 (代) FAX (0766) 67-2033

URL <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>